

令和 6 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 28 日 )  
( 第 29 号 )

第 29 号  
11 月 28 日



令和6年

# 三重県議会定例会会議録

## 第29号

○令和6年11月28日（木曜日）

### 議事日程（第29号）

令和6年11月28日（木）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

### 会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

|    |   |      |
|----|---|------|
| 1  | 番 | 龍神啓介 |
| 2  | 番 | 辻内裕也 |
| 3  | 番 | 松浦慶子 |
| 4  | 番 | 荊原広樹 |
| 5  | 番 | 伊藤雅慶 |
| 6  | 番 | 世古明  |
| 7  | 番 | 吉田紋華 |
| 8  | 番 | 石垣智矢 |
| 9  | 番 | 山崎博  |
| 10 | 番 | 野村保夫 |
| 11 | 番 | 田中祐治 |

|    |   |     |     |
|----|---|-----|-----|
| 12 | 番 | 芳野  | 正英  |
| 13 | 番 | 川口  | 円   |
| 14 | 番 | 喜田  | 健児  |
| 15 | 番 | 中瀬  | 信之  |
| 16 | 番 | 平畑  | 武   |
| 17 | 番 | 中瀬古 | 初美  |
| 18 | 番 | 廣   | 耕太郎 |
| 19 | 番 | 倉本  | 崇弘  |
| 20 | 番 | 山内  | 道明  |
| 21 | 番 | 野口  | 正   |
| 22 | 番 | 谷川  | 孝栄  |
| 23 | 番 | 石田  | 成生  |
| 24 | 番 | 村林  | 聡   |
| 25 | 番 | 小林  | 正人  |
| 26 | 番 | 田中  | 智也  |
| 27 | 番 | 藤根  | 正典  |
| 28 | 番 | 小島  | 智子  |
| 29 | 番 | 森野  | 真治  |
| 30 | 番 | 杉本  | 熊野  |
| 31 | 番 | 藤田  | 宜三  |
| 32 | 番 | 東   | 豊   |
| 33 | 番 | 長田  | 隆尚  |
| 34 | 番 | 今井  | 智広  |
| 35 | 番 | 服部  | 富男  |
| 36 | 番 | 津田  | 健児  |
| 37 | 番 | 中嶋  | 年規  |
| 38 | 番 | 青木  | 謙順  |
| 39 | 番 | 中森  | 博文  |

|    |   |     |     |
|----|---|-----|-----|
| 40 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 41 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 42 | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 43 | 番 | 稲 垣 | 昭 義 |
| 44 | 番 | 日 沖 | 正 信 |
| 45 | 番 | 舟 橋 | 裕 幸 |
| 46 | 番 | 三 谷 | 哲 央 |

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

|                  |     |     |
|------------------|-----|-----|
| 事務局長             | 高 野 | 吉 雄 |
| 書 記 (事務局次長)      | 西 塔 | 裕 行 |
| 書 記 (議事課長)       | 中 村 | 晃 康 |
| 書 記 (議事課課長補佐兼班長) | 橋 本 | 哲 也 |
| 書 記 (議事課班長)      | 藤 堂 | 恵 生 |
| 書 記 (議事課主任)      | 藤 野 | 和 輝 |

---

会議に出席した説明員の職氏名

|           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 知 事       | 一 見 | 勝 之 |
| 副 知 事     | 服 部 | 浩   |
| 副 知 事     | 野 呂 | 幸 利 |
| 危機管理統括監   | 清 水 | 英 彦 |
| 総 務 部 長   | 後 田 | 和 也 |
| 政策企画部長    | 小見山 | 幸 弘 |
| 地域連携・交通部長 | 長 崎 | 禎 和 |
| 防災対策部長    | 楠 田 | 泰 司 |
| 医療保健部長    | 松 浦 | 元 哉 |
| 子ども・福祉部長  | 枘 屋 | 典 子 |
| 環境生活部長    | 竹 内 | 康 雄 |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 農林水産部長           | 中野 敦子 |
| 雇用経済部長           | 松下 功一 |
| 観光部長             | 生川 哲也 |
| 県土整備部長           | 若尾 将徳 |
| 総務部デジタル推進局長      | 横山 正吾 |
| 地域連携・交通部スポーツ推進局長 | 藤本 典夫 |
| 地域連携・交通部南部地域振興局長 | 佐波 斉  |
| 環境生活部環境共生局長      | 佐藤 弘之 |
| 県土整備部理事          | 佐竹 元宏 |
| 企業庁長             | 河北 智之 |
| 病院事業庁長           | 河合 良之 |
| 会計管理者兼出納局長       | 佐脇 優子 |
| 教 育 長            | 福永 和伸 |
| 公安委員会委員          | 村田 典子 |
| 警察本部長            | 難波 正樹 |
| 代表監査委員           | 伊藤 隆  |
| 監査委員事務局長         | 大西 毅尚 |
| 人事委員会委員          | 北岡 寛之 |
| 人事委員会事務局長        | 天野 圭子 |
| 選挙管理委員会委員長       | 中西 正洋 |
| 労働委員会事務局長        | 林 幸喜  |

---

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから、本日の会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） おはようございます。

公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。今回の一般質問のトップバッターでの質問となります。持ち時間は3分となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

短いので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

一つ目の質問は、“発達障がいのある子どもとその家族”への支援充実に向けた地域における支援ネットワークの構築についてであります。

子ども心身発達医療センターを中心とした取組で、これまで何度も取り上げてまいりました。昨年の11月30日の一般質問のこの場でも取り上げ、特に昨年は四日市市議会の公明党議員と連携をして、それぞれ県議会、また市議会で取り上げさせていただいて、今回も実は同様に連携をしての質問とさせていただいております。今回は心強いことに傍聴席にもその市議会議員が来ていただいておりますので、頑張って質問させていただきたいと思っています。

まず、課題認識として共有をさせていただきます。発達に支援の必要な子どもの割合が右肩上がりが増加をしています。最もリスクの高いケースとして、子どもに発達障がいがある割合が実は貧困家庭に多いということです。ゆえに社会から孤立するリスクが高い。結果、SOSを発することが困難で

あり、虐待であるとか不登校に至るケースがあるということです。私の場合、現に不登校の相談を受けると、発達障がい理由である場合が圧倒的に多いです。

三重県は、子ども心身発達医療センターを中心に、支援の充実、地域診療体制の構築に向けたネットワークづくりに取り組んでいただいております。このような中、昨年の私の質問に対して部長の答弁として、子ども心身発達医療センターの受診予約方法の改善、そして小児科医を対象にした連続講座の継続と公立病院の医師へのアプローチ、また連続講座を受講した医師へのアンケート調査の結果を活用した研修内容の充実、そして地域支援ネットワークの中心となるアドバイザーへのフォロー体制の充実などに取り組むとの答弁をいただきました。

そこで、まず質問です。この1年間の取組、そして成果、進捗などを教えていただければと思います。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（柘屋典子）** それでは、子ども心身発達医療センターのこの1年の取組状況についてお答えいたします。

子ども心身発達医療センターでの初診予約は、これまで電話による先着順で、翌年度1年分の受付をまとめて行っておりましたが、令和6年度からは電子申請による受付を基本にするとともに、1回の予約期間を3か月とし、年4回に分けて受付を行っております。また、受診者をセンターの調整会議で決定することにより、児童精神科医療の必要な方をより適切な時期に受診につなげることができるようになったと考えております。

調整の結果、受診決定に至らなかった申込み者に対しては、市町の窓口一覧を提供しまして、市町での相談を促しているところでございます。

次に、小児科医等を対象としました発達障がい連続講座につきましては、令和6年度も継続して開催しております。児童精神科医以外の医師が地域において発達障がいの診療を行うことができるよう、内容の充実に努めております。



受講後のアンケートでは、診療に対して前向きな回答も寄せられておりまして、地域の医師に発達障がい診療を具体的に知っていただくことで、市町の相談窓口との連携による相談体制の充実につながっているというふうに考えております。

さらに、市町の相談窓口の核となる専門人材、みえ発達障がい支援システムアドバイザーと言いますが、これにつきましては毎年度行うスキルアップ研修や市町向け通信による情報提供などのフォローアップを継続して行っておりまして、そのほか、またアドバイザーからの個別の相談にも応じているところでございます。

今後も引き続き、身近な地域での相談支援の充実に向けまして、センターにおいて専門人材の育成、それから助言等に取り組んでまいります。

また、地域の医師に対しましては、連続講座等を通じまして発達障がいの診療について知っていただくとともに、診療に対する不安を解消するための助言ですとか相談対応を行うなど、子どもやその家族が身近な地域で相談支援を受けられる体制づくりに引き続き取り組んでまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁、ありがとうございます。

市町としっかりと連携をいただいている現状でありますとか教えていただいて、特に受診予約の改善の関係、関係者の方とか周辺からも非常におおむね良好な状態なのかなというふうに認識をさせていただいております。

また、地域のネットワークの核となる医師でありますとか、いわゆるCLMアドバイザー、こういったところの養成とか確保にも取り組んでいただいている状況も教えていただきました。大変感謝をしております。かなり充実をしてきて、もう一歩のところまで来ているのかなというふうに思っておりますので、ぜひともさらなる推進をお願いしたいと思っております。

再質問させていただきたいんですけども、入前に一つだけ。今、子ども心身発達医療センターをかかりつけとしている、例えば中学生以上、いわゆる思春期の子どもをお持ちの家族の方で、地域の医療機関へ替わってもい

いかな、替わりたいなと思っていらっしゃる保護者の方が一定程度いらっしゃいます。どのようにここにアプローチしていくのがよいのか分かりませんが、精神科の思春期外来は児童精神と比べて比較的地域でも受入先が多いと思いますので、子ども心身発達医療センターから地域の思春期外来への流れというのもつくっていくことも一つの方法かなと思いますので、よろしくをお願いします。

さて、先ほどの答弁の中で詳細はありませんでしたが、事前にお伺いした中で、直近の連続講座受講医師へのアンケートの結果が非常にいい結果が出ていると。今後、地域のクリニック等で診察することに前向きに検討いただいている方が、実は9月の受講医師の中ではほとんどだったということをお聞きしております。大きな成果だというふうに思っておりまして、期待をさせていただきたいと思っています。

そういった手応えが恐らく現場にも伝わっているんだろうというふうに思いますけれども、四日市市からは地域で、例えば受診件数に応じた県独自の補助制度の創設、こういったところの具体的な要望というのが実は上がってきております。連続講座を受講されて診察を検討していただけるクリニック等で受診枠を設け、CLMアドバイザーらが家族や医師らと連携を図る中で、受診先の紹介を丁寧にしていくことで地域での受診体制を構築をしていきたい、そういったものです。この受診枠を設けた際に、この枠に対して何らかのインセンティブにつながるものはないか、そういったところを検討しての要望のようです。

この背景には診療報酬上の課題への認識もありまして、県内の市長会からも同様の趣旨の要望が県に上がってきております。これを受けて、県のほうは国に対して発達障がい児を受診した際の診療報酬の見直しを要望しております。

例えば、この四日市市の要望に対して現状で県として何らかの支援をしていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○子ども・福祉部長（柘屋典子） 発達障がいに対する医療ニーズ、四日市市

の例も御紹介いただきましたけれども、年々増加しておりまして、やはり専門医療機関である子ども心身発達医療センターだけでは全てのニーズに応じることが難しいといった状況でございますので、子どもの状況によっては、今、四日市市の例もございましたが、より身近な地域で診療を受けられる体制が求められることから、市町の相談窓口と地域の医師が連携し、医療面で助言を得られる体制づくりを進めている市町が中にはございます。

例えばですが、いなべ市では、県のみえ子ども・子育て応援総合補助金、これを活用いただきまして、市内の基幹病院と連携した医療連携体制づくりに取り組んでいただいております。

今後、四日市市におかれましても、市の実情に応じたその医療機関との連携、これを進めるに当たって、この補助金の活用も選択肢の一つということで検討いただければなというふうに考えております。

県としても、四日市市の状況をお聞きしながら、地域の医師への助言を行うなど支援していきたいというふうに考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

具体的ないなべ市の事例も紹介をいただきまして、みえ子ども・子育て応援総合補助金というお話もいただきました。ぜひ四日市市のほうで、この補助金を活用して、先ほどのような枠組みがつかれないか検討いただくとともに、もしそういった要望が上がってきたら、ぜひ採択に向けてもお願いをしたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

昨年、四日市市のほうで子ども心身発達医療センターを受診した子どもの人数が145名であったと聞いています。これは増加傾向にあると。この現実には四日市市は向き合っていく、そういった取り組む姿勢を示しておりますので、ぜひ積極的な連携、支援をお願いしたいと思います。

これは決して四日市市のことだけではなくて、こういった人口の多いエリアで医療体制が充実をしていくと、その影響、効果は子ども心身発達医療センターを中心に全県内に及んでいくというふうに思っておりますので、ぜひ

よろしく申し上げます。

最後に1点、発達障がいや知的障がいの気づきにつながる5歳児健診、こちらのほうで県内の小児科医会から県に要望が出てきていると思います。詳細は述べませんが、県内での十分な5歳児健診の健診体制が図られるよう、これ発達障がいの気づきに非常に重要だというふうに聞いておりますので、必要な支援を併せてよろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。次の質問は、避難所での生活が難しい“災害弱者とその家族”の避難先確保についてであります。

一昨日にも能登地方で地震がありました。大変驚きました。県民の防災意識が高まっている中、特に発達障がいや知的障がいのいる保護者から避難先の確保について心配の声が数多くあります。その背景には、能登半島地震において実際に開設された福祉避難所が少なかったという現実がありました。特に発達障がいや知的障がいのある方は、通常の避難所では落ち着いて生活することが困難であることから、在宅、また車中泊避難も含めて避難場所の確保と避難後の支援に不安を抱えています。

このような中、国では災害による避難者支援の一環としてガイドライン、これは在宅・車中泊避難者等の支援の手引きと聞いておりますが、これを策定して避難所に行けなくても同等の支援を受けられる環境の整備を目指して、車中泊避難向けのスペースの確保であるとか、在宅避難した際の避難者の支援拠点を事前に指定・公表するよう促す方針を示しました。ガイドラインでは、車中泊の駐車場の候補地として学校や大規模商業施設、道の駅などの駐車場が想定をされております。在宅避難者への支援拠点では、水や食料を受け取ったり、トイレを使ったりしやすい場所が求められていることから、公民館、公園、コンビニの屋外スペースなどが例示されております。

そこで質問ですが、県でも車中泊避難のためのスペースの事前確保や公表、ホテル・旅館の活用など様々な事情により避難所での生活が難しい方の避難先の確保に取り組んでいくべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） それでは、避難所での生活が難しい方の車中泊避難やホテル・旅館の活用について答弁させていただきます。

近年の災害における避難先につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により分散避難が進んだことや、避難所ではプライバシーの確保が難しい、避難所での共同生活が難しいといった理由から、車中泊避難を行う人が増えております。

平成28年の熊本県の熊本地震では、国が避難者に避難先の場所について尋ねたところ、余震への恐怖や家族の事情などにより、回答者全体の74.5%が車中泊を経験したと回答しております。また、1月の能登半島地震におきましても、避難所ではなく車の中で寝泊まりを続ける人が多かったというふう聞いております。

この車中泊避難につきましては課題もあります。避難者の状況把握や情報提供が難しく、避難所の避難者と同様の支援が受けられない可能性があることや、エコノミークラス症候群や熱中症、低体温症など健康被害のリスクがあることなどが指摘されています。

先ほど議員からも紹介がありましたけれども、国は今年6月に在宅・車中泊避難者等の支援の手引きを策定しています。この中で、地方自治体が車中泊避難の注意点を住民に広報することや、エコノミークラス症候群の予防として血流を改善するストッキング、いわゆる弾性ストッキングというやつですけれども、そういうものを備蓄することなどを示しています。また、車中泊避難を行うためのスペース確保につきましても、避難者の支援を行う上で効果的であることから、平時から検討し公表することを推奨しています。

県におきましても今後の対策を考えるに当たって、この8月に29市町に対しまして、車中泊避難の対応方針の有無について調査をしました。この結果では、ありとの回答は12市町にとどまっています。

こうしたことから県が市町に対しまして、避難所を運営支援するための三重県避難所運営マニュアル策定指針というのをつくっておりますが、この中に車中泊避難において留意すべき事項やスペースの確保などを盛り込みまし

て、市町に対し周知を図っていきたいと考えています。

また、スペースの公表につきましては、災害の状況によりまして、そのスペースが避難先として適当か、避難者に対する支援体制が確立できるか、こういう様々な観点で検討する必要がありますので、市町と意見交換をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、安心できる避難先を確保する上で、旅館・ホテルを活用することも大きな選択肢の一つであると考えております。県では、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合との間で、災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供に関する協定を締結しております。

大規模災害時には、この協定に基づきまして、配慮を要する方々とその御家族が組合員の所有する旅館・ホテルに避難することが可能となっています。

こうした民間事業者との連携も進めながら、配慮を要する方々が安心して避難できるように、関係部とともに取り組んでまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁、ありがとうございます。

力強く答弁をいただいたなというふうに思っております。国のガイドラインに沿ってしっかりと着実に推進をしていただいている状況と、また市町と連携をしてというところをしっかりと確認させていただきました。特に、この公表に当たっては、市町のほうも少なからず心配をしている部分も伺っておりますので、丁寧に進めていく中で実現可能な形で推進いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

決して車中泊、推奨されるべきものではないのかもしれませんが、現実的にはそこを活用して避難をしていくと考えていらっしゃる方はたくさんいらっしゃいますので、お願いしたいと思います。現実的な避難先の選択肢があって初めて、発災後の具体的な行動をイメージでき、それによって必要な準備につながっていくんだらうというふうに思っております。避難先に不安を抱える皆さんにその選択肢を提供していくこと、命を守る準備、行動を促すことにつながっていくというふうに思っております。

また、具体的な避難先がイメージできることで、安心感とかそういった部分も含めて、地域の避難訓練などへの積極的な参加、皆さん、なかなか避難訓練に参加をしない状況もございますけれども、そういった参加にもつながると期待をしたいと私自身は思っております。

少し話が替わりますけれども、災害時の避難所生活などを想定して、国際赤十字などが策定したスフィア基準というものがあります。その基本理念には、被災者には尊厳ある生活を営み、支援を受ける権利がある、苦痛を軽減するため実行可能な手段が尽くされなければならないと定められています。旅館やホテルの一室を避難所として活用できる、先ほど協定を締結されているというふうに伺いました。こういったことは、スフィア基準の基本理念に通じるものであるというふうに思っております。

さらには車中泊の場合、ワンボックスなどより大きめの車が望まれるところでありますが、能登半島では日本RV協会が全国からキャンピングカーを派遣していた実績がありまして、先日、知事からもあったと思っておりますが、三重県ではキャンピングカーを使用した災害支援、こういったところに活用していきたいというお話もありましたが、ぜひこういった協会とも協定を締結いただいて、例えば避難所での生活が難しい方、こういった方々の車中泊避難にも活用することも今後、ぜひ検討していただけるとありがたい、喜ばれるというふうに思っております。

また、みえ防災ナビの運用が11月12日に開始されております。周辺の避難所が案内されておりますが、国は自宅からダイレクトに福祉避難所等への避難も推奨してきております。今後、事前に確保した車中泊等のできる駐車スペースなど支援拠点も併せて、その公表手段としてこの防災アプリに位置情報を登録しておくことは非常に有効だと思いますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

最後に二つ要望をさせていただきます。

本日は車中泊に対するスペースの確保を取り上げさせていただきましたが、能登半島でもありました仮設住宅の設置スペースにも各市町が非常に困って

いるという状況もありましたので、ここもぜひ県も連携をしていただいで推進をお願いしたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、命を守るための自宅の耐震シェルター予算。これ、今井議員のほうから昨年、強く要望させていただきまして、今年度6月補正予算で計上、復活をしていただきました。県内の各市町から大変感謝の声をいただいておりますとともに、来年度予算への期待の声も非常にいただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますのでお伝えさせていただきます。

それでは、最後の質問です。犯罪組織（集団）によるSNSを通じた“闇バイト”から未来ある若者を守る取組についてです。未来ある大切な若者をいわゆる反社会的勢力の食い物にさせてはならないとの強い思いで質問をさせていただきますので、警察本部長におかれましても思いを共有して御答弁いただければと思います。

闇バイトと気づき、若者らが断ろうとしても、事前に提供した個人情報に基に本人や家族に危害を加えると脅され、犯罪に巻き込まれていく構造がその実態として見えてきております。その裏には、犯罪組織集団として反社会的勢力の深い関与も見えてまいりました。三重県警察本部におかれましては、暴力団対策にも長年にわたり力を入れ、現在県内における暴力団員の数は大幅に減少をしてきております。感謝をしています。

しかしながら、SNSを悪用することにより、少人数でも犯罪の数や規模は大幅に増大しているものと思われます。このような犯罪組織や集団から闇バイトという名目で、ある意味、狙い撃ちにされる若者らが個人で自身の安全を守ることは容易ではありません。あの手この手でアプローチをされ、いつかはだまされ被害に遭う、意図せず加害者になってしまうという可能性はもう誰にでも起こり得ます。

そのような中、警察庁では、あなたやあなたの家族を確実に保護しますと訴え、積極的な相談を若者らに呼びかけています。切迫の度合いによっては、本人や家族に一時避難先のホテルを紹介したり、自宅周辺のパトロールを強



化するなどの対策が取られていると伺っています。

また、あらかじめ警察に相談内容や電話番号を登録しておくことで、緊急時の110番で直ちに内容を掌握し、安全を確保する仕組みもあると聞いています。

しかしながら、現在の若者は電話というよりはSNSだろうと思います。相談しやすい条件としてあるアンケート調査の結果では、匿名であること、24時間いつでも相談ができること、さらにはSNSで相談できることなどを若者は求めています。

ここで少し紹介をさせていただきますが、（パネルを示す）こちら、みえにじいる相談、性の多様性に関する相談の窓口となっております。「相談は無料、秘密厳守です」と書かれております。2021年の10月8日から既にSNS相談が開始をされている、こういった前例がございます。利用される方も大変利用しやすいと伺っています。

また、（パネルを示す）こちら、三重県「DV・妊娠SOS・性暴力」相談というところでございます。「だれにも相談できずに悩んでいるあなたへ・・・」というところで、これはDV・妊娠SOS・性暴力の3分野合同でLINE相談が実施をされているというところでありまして、新しいアカウントも令和3年6月から使用開始をされていると、こういった状況であります。

これ、環境生活部とか子ども・福祉部が取り組んでいただいている事業でありますけれども、このようにいち早く当事者に寄り添ってLINEでの相談体制が構築をされている現状があります。相談の内容は当然異なるかもしれませんが、年齢層は重なる部分も多く、当事者の置かれた切迫した心理的な環境は通じる部分もあり、若者を守るためには一刻も早いSNSの活用が必要ではないでしょうか。

そこで質問です。三重県警察本部における闇アルバイトから若者らを守る対策の現状を教えてください。また、SNSを活用した若者らとの連携、相談、通報の体制の環境整備、ネットワークの構築をお願いしたいと思います

が、いかがでしょうか。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 県警察では、犯罪実行者募集情報、いわゆる闇バイトに対し、県警公式Xによる広報啓発や少年などの心に響く非行防止教室、サイバーパトロールを通じた不適切な書き込みに対する指導・警告を実施しています。

また、今後はSNS等のターゲティング広告を活用し、年齢層に応じた直接的かつ能動的な注意喚起の実行を検討してまいります。

闇バイトに応募後、脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとする者に対しては、警察は相談者本人や家族を保護する用意があることを全国警察を挙げて呼びかけています。

闇バイトに関する相談は、最寄りの警察署や交番、駐在所、110番通報、警察安全相談専用ダイヤル#9110、少年相談110番等の各種専用ダイヤル、県警ウェブサイトの投稿フォームにおいて対応可能となっており、広く窓口を設けています。

これら相談窓口の周知を図ることに加えて、若者が相談しやすい窓口の設定についても検討をしているところです。

相談をちゅうちょしている県民に対する県警察からのメッセージとして、闇バイトに応募した結果、指示に従わず脅された方、個人情報握られて脅された方、現金を要求された方、応募した内容が犯罪ではないかと思った方は、勇気を持って引き返してほしいこと。犯罪に加担しながらも、より凶悪な犯罪に加担する前に引き返したケースもあること。いつの段階であっても、警察に相談することがあなたや家族を救うことになることなどを広く呼びかけています。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁、ありがとうございます。力強く答弁いただいたのかなというふうに思っております。

SNSの活用につきましては、一定やっていくというところとやっている

という状況も確認をさせていただきましたし、今後検討していくといったところもお話をいただいたのかなというふうに思っております。

私がこの立場になって少したってからでありましたけれども、警察の方から暴力団関係の相談があったらすぐに言ってくださいねと、すぐに対応します、我々警察は反社会的勢力を絶対に許しませんと、とても心強く感じたことを覚えております。警察が身近に存在する、寄り添ってくれる、保護をしてくれる、パトロールしてくれる、こんな安心感をまず若者に届けてほしいと思います。先ほど勇気を持ってどんな段階でも引き返せることができるというお話をいただきましたけれども、そういった勇気を与えていただきたいなというふうに思っております。

その上で、SNSを活用した相談体制構築、若者と警察がつながることで若者から犯罪を遠ざける、寄せつけない、そういった取組、連帯を切にお願いしたいと思っております。

残念ながら、現状は若者個人が組織・集団からのアプローチに防戦をするしかない。若者に限らず我々も様々な形で、しかも何度もアプローチをされております。不審なメールもしょっちゅうです。

しかしながら、スルーをすること、かわすこと、逃げることしかできません。

この現状打破をどうかお願いしたいというのが本音でございます。

子どもたち、特に年長さん辺りに将来になりたい職業は何ですかと聞かせていただくと、野球選手、サッカー選手、花屋さん、ケーキ屋さん、そういったところと肩を並べて最も高いのがお巡りさん、警察官であるというふうによく聞きますけれども、皆さんに県民と若者、そして子どもたち、期待をしておりますので、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（稲垣昭義） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 皆さん、おはようございます。日本共産党、津市選挙区

選出の吉田紋華です。

本日は女性に対しての全て、あらゆる暴力をなくす連帯の色、パープルの髪の毛と、そしていじめをなくそうという色、ピンクで来ました。

そして、今日は傍聴にいらして見える方の中に、三重県男女共同参画センターフレンテみえのイベントの中で、フィールドワークとして議場見学に来てくださっている皆さんがいらっしゃいます。12月7日には、女性三重県議会議員との座談会が予定されておりまして、女性の政治参画を考えるイベントとなっております。私も参加させていただく予定でありまして、こういった県の取組は本当に素敵なものだと思っております。政治と生活が身近に感じていただけるよう、私も議場から頑張ってまいります。

では、早速質問に入っていきます。

1問目は県営水道料金改定についてです。今年の6月の防災県土整備企業常任委員会で企業庁より、料金改定に向けた今後のスケジュールについてという資料が提出されました。これは受水市町への説明資料として、現在の水道料金が令和6年度までの5年間の料金設定であるということで、その次の5年間、令和7年度から11年度について、今年度中に算定作業を行い、その必要に応じて改定するということになるというものでした。

その具体的なスケジュールというのが今年7月上旬には受水市町と協議を開始、12月中旬には県議会常任委員会・分科会へ改定（案）を提示となっております。ということで、今、11月の下旬でありますけれども、協議が進められてきたところだと思っております。

そこで一つ目の質問、現在の市町との協議の状況及び今後出す改定案はどのような方針になるのでしょうか。よろしく願いいたします。

〔河北智之企業庁長登壇〕

**○企業庁長（河北智之）** それでは、県営水道料金の受水市町との協議状況につきまして御答弁を申し上げます。

企業庁では、令和7年度以降の県営水道料金の見直し作業を進めているところでございますが、電気料金や労務単価、薬品費等の高騰によりまして厳

しい経営状況となっております。

また、近い将来に発生が予想されております南海トラフ地震などの大規模地震に備えまして、水道施設の耐震化や老朽化対策などが急務となっており、引き続き多額の建設投資が必要となっております。

このような中、企業庁では、これまでも建設投資の財源として内部留保資金を活用しまして、企業債の発行を抑制することで支払利息を軽減させるなど、経費の削減に努めてまいりましたが、今回の見直しにあたっては、さらなる削減に努めるべく、有識者や受水市町から御意見、御提案をいただいたところでございます。

また、今回の見直しに当たりまして、受水市町からは県営水道料金の引下げの御要望をいただいておりますが、昨今の電気料金や物価などの急激な高騰が受水市町の水道事業においても大きな御負担となっておりまして、この負担軽減の一環として御要望いただいたものと認識をしております。

今後も、将来にわたって安全で安心な水道用水を安定的・継続的に供給させていただくことが最も重要と考えており、現在も受水市町と協議を行っているところでございます。もう少しお時間をいただきたいと考えておりますが、協議が整いましたら御報告をさせていただきたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁、ありがとうございます。

値上げの方針を示している中で、今、その背景も御説明をいただきましたけれども、改めて確認なのですが、この料金改定と言っているところ、つまり下げることは難しいとお考えなのでしょうか。

そして、もう1点、この料金改定によって影響が出ると見込まれる市町というところも具体的にどこになるのか、改めて確認させていただきたいと思えます。

○企業庁長（河北智之） 先ほども御答弁申し上げましたが、水道料金の見直しにつきましては、本年度当初の検討段階では、昨今の電気代の高騰や労務単価等の物価上昇等によりまして費用が大幅に増加いたしましたことから、

料金の値上げを視野に入れて検討を進めてまいりました。

しかしながら、7月から8月にかけて18の受水市町や地域の協議会から料金引下げの御要望を受ける中で、どのような方向性で行くのか、現在、最終的な協議、調整を行っているところでございまして、受水市町と協議を進める中で、方向性を変える必要があることも想定されますので、現段階では協議中ということで御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

当初では値上げを想定していたが、方向性を変える可能性もあるということまで確認させていただきました。

そして、県営水道のこの料金改定に当たって具体的に影響が出そうな市町というのは、北勢だったり中勢、そして南勢にかけて広域となっていますので、改めて県民の多くの方に関わる問題であると思って私も取り上げさせていただきました。そして、その値上げも視野に入れて今まで協議をされてきた中で様々な物価の値上がりで、企業庁自身が様々厳しいというのは理解できるところでもあるんですけども、県民の皆様自身も様々負担が増加している、そういった中でやはり公共の料金が値上がりをしていくということは、要望書なども届いているように、なかなか理解も得られづらいところだと思っております。12月中旬に改めて提示されるということですので、今一度、県民の皆様理解を得られる形でということで、方針を示していただきたいと思っております。

次の質問に参ります。

二つ目の質問でございます。「ジェンダーギャップ解消」に向けての県の取組の振り返りと今後の方向性についての質問に参ります。

さて、令和5年度に発表されました三重県人口減少対策方針のキーワードとして、ジェンダーギャップ解消が特に強調をされてきました。

また、年度内に取りまとめが考えられている三重県人材確保対策推進方針

(案)において、その方向性のうちにもジェンダーギャップの解消というのが上げられております。

その背景には、経済分野において三重県の都道府県版ジェンダーギャップ指数が全国の46位。特にフルタイムの仕事に従事する男女間の賃金格差が46位であり、状況の改善が必要ということでもあります。

また、今月の知事提案説明においても、ジェンダーギャップ指数が低い水準にとどまっていることが人口減少や県内経済の成長を妨げる要因となる可能性があること知事も述べられておりました。実は令和5年の10月、ちょうど1年前の議案質疑においても同様のことを伺っておったんですけれども、それも併せて今、改めて質問をしたいのが、ジェンダーギャップ解消に向けて三重県はこれまでどういった取組があり、その進捗やどういった成果があるか、また今後の方向性について伺いたいと思います。知事、お願いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ジェンダーギャップの解消につきましては令和5年の8月、昨年8月に策定をしました三重県人口減少対策方針の中で、五つある柱の中の大きな大事な柱として位置づけておるわけでございます。経済的な格差が全国46位、47しかない都道府県の中で46番目ということは後ろから数えて2番目ということですね。この状況は打破していかないといけないというふうに思っております。

加えて、県外の人口流出を見ますと、15歳から29歳の女性というのは県内の人口比で言うと6%なんですけど、実は県外へ転出をする転出超過の数字の半分を占めているということです。6%しか人口比を占めていない人たちがどんどん県外へ出ていっているということでありまして、大きな問題であります。

したがいまして、昨年の9月に対策方針にも掲げましたので、9月以来、女性の御意見をちゃんと聞いていこうということで、県内の企業に勤めておられる28の方に9月、10月、11月、3回に分けてお話を聞いてまいりました。私もウェブで参加をさせていただいた会もありますが、原則、全て皆さ

んのお話を聞くというような形で、リアルで参加させていただいております。それを受けて、1月31日に女性の皆さんからまた御意見を発表していただいて、令和6年度の予算で14の事業を予算化して、今、実行に移しているところでございます。

例えば、どんなものがあると言うと、企業のトップ層向けの意識啓発、これが一番大事です。やっぱり経済的な格差ですので、我々役所ができることはそれはやっていきますけど、企業に動いていただかなきゃいけない。そのためには、トップの意識を変えていただかなきゃいけない。これをやっておりますのと、ただこれは時間がかかると思います。時間かかりますけど、うまずたゆまずやっていく必要がある。それから、女性のキャリアデザインの支援。これも女性の方々から声がありました。自分のロールモデルが見えない、10年先、20年先、どんなふうになっているのか、それをぜひ教えてほしいというので、今、御活躍をいただいている方の御意見を聞くということもやらせていただいております。

加えて、私たちから企業の方にやってくださいというだけではなかなか難しい、お金がかかるところもある、そこを少しでも支援させていただこうというので、働き方改革推進奨励金というのもやらせていただいています。この10月からですが、既に17社から21件の申請をいただいています。男女の賃金格差とか若者の県外流出、それを何とか止めていかなきゃいけないんですけど、事務方がつくってくれた答弁案には「道半ばの状況」と書いてあります。これはやがてやっていけば完成するののかということですが、私はそうではないと思っています。これはずっと言い続けていかないかんとというふうに思っておりまして、全力を挙げてジェンダーギャップの解消をしっかりとやっていきたいと考えているところでございます。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ふだんは足りない足りないとばかり言っているような気がしますがけれども、力強い御答弁をいただいたなと感じております。

特に働いていらっしゃる現場の方の声を聞いて、それを今年度、事業とし



て予算化していただいたことでしたり、特に企業のトップ層への働きかけもされておりまして、事前の聞き取りの中でもその事業がかなりいい反応もあったと伺っております。

そして、再質問を考えていたところなんですけれども、こういった事業はやはり継続してやっていただくことが本当に重要だと思っております、そのところは続けていかれるということを御答弁で伺いましたので、ぜひともお願いしたいと申し上げたいと思います。

前半のほうに若年女性の流出というところに触れていただきました。私もそこについて触れたいと思っていたんですけれども、やはりこれから働いていくという世代にとっても、育つ中で感じているジェンダーギャップが県外への流出に大きく関わっている点はあると思います。

実は先日、県民との円卓対話で知事は三重大学にいらしてございましたけれども、その後、私もまた三重大学を訪問いたしました。参加された三重創生ファンタジスタクラブのメンバーにお話を聞きに行きました。実は私も学生の頃、そちらに所属しておりまして活動していたんですけれども、円卓対話の中では話し足りなかった意見もあったということで感想も含め伺ってきました。特に10年後、どうしたいかという質問が現場ではあったと思うんですけれども、そこに関しては特に女性の学生からは、結婚と出産などキャリアについて多く聞けました。仕事とそういった私生活の両立についてはぜひともしていきたいと思われている方、たくさんいるんですね。

しかし、やっぱり一人前に働けるようになってからそういった私生活を充実させていきたいと思われる方、責任感が強い方がすごく多いなと感じたんですね。

なので、20代前半で結婚、出産したら、やっぱり早いと思われる。その女性にとっては特に結婚、出産ってすごく大きいライフステージを積むものだと思いますし、また女性にとってはやはり性別役割が重くのしかかってくる問題だと思うんですね。その職場の中で女性だけが結婚するものでしょとかそういった言葉や空気が投げられるというものは、やはりモヤモヤとしてた

まっっていくと話されました。

そんな中で、やはりその両立をできる環境づくりのために県が働きかけられているということもすごく大事だと思います。大学をせっかく卒業したので、それを生かした仕事をしたいという学生の声をたくさん聞いてきました。

一方で、やはり三重県がやっている結婚支援について、ううん、何か違うなどと思う声もあったんですが、県という組織が発するメッセージはとても大きいということをすごく感じました。事業の是非は今回はここでは議論をしないこととして、次の質問に移りたいと思います。

三つ目の質問、障がい者医療費助成における窓口無料化の対象拡大についてに参ります。

まず、三重県は現在、障がい者医療費助成の対象はこの子ども医療費と一体のものとなっております、未就学児のみとなっております。大体ゼロ歳から6歳の対象となっております。

しかし、障がいをお持ちの方はどの世代にもおられまして、継続的にその医療を受ける必要がある方はたくさんおられます。

こちらのほうも当事者の方の声を聞いてきたんですけども、ある70代の方は、18歳の頃に慢性脊髄炎にかかって両足切断を経験しておりまして、それにより身体障害者手帳が1級、またその疾患に伴って人工膀胱や人工肛門を持っておられて、そちらでも身体障害者手帳3級という医療的ケアも訪問診療だったりリハビリを受けていて必要な状態であるということです。

特に人工肛門を含む排泄ケアに日用品の費用がとてにかかるということで、医療費については償還払いではあるんですけども、年金が入るとまずその医療費にお金が飛んでいくということでした。後から戻ってくるとはいえ、それが生活に重く負担になっているとおっしゃってございました。

また、ほかの方は40代で精神障害者手帳2級を持っていらっしゃるシングルマザーの方、そしてお子さんも精神障害者手帳2級を持っている20歳の方がいるんですけども、やはりその障害年金は月6万円ほどあるけれども、医療費は保護者負担となっていて、またこれからは不安だというふうに伺い

ました。

また、70代の高齢の御夫婦のお子さんが障がいをお持ちである。そのお子さんはもう中高年の世代ではあるんですけども、その親御さん自身も年金暮らしで、近頃は病院の付き添いにも大変になっている、自分自身のお財布からお金を出すのにも苦勞をしていると、こういった様々な当事者の皆さんの声を聞いてきましたけれども、せめて窓口での医療費の支払いが償還払いではなく無料になってくれたらとても助かるといった声がありました。こういった方が県内におられて、定期的に医療にかかるたびに苦勞をされているという実態がよく分かりました。

実態は三重県のその障がい者医療費助成に関しては市町によって支援の範囲が異なるので、県内で医療費助成を一律にしていくことがすごく重要だと考えております。

また、三重県議会では、2016年の3月22日に子ども、一人親家庭及び障がい者の医療費助成の制度化と国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書というものが採択をされております。

ここで質問に入ります。こういった状況を踏まえて、障がいをお持ちの方からも要望がある障がい者医療費助成の窓口無料化の対象拡大、最終的には私は全世代が必要だと思っておりますけれども、現時点でどこまでと私から特定はしませんが、県のほうではこういったふうにお考えなのか伺いたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 障がい者医療助成制度を含みます福祉医療費助成制度は、市町が実施主体となり、医療費の自己負担への助成を行っておる事業でございます。県では助成費用の2分の1を補助しております。

窓口無料化につきましては、持続可能な制度運営や国民健康保険財政に与える影響等につきまして、県と市町で慎重に検討を行い、平成30年度から未就学児を対象として実施しているところでございます。

窓口無料化に係る県補助対象の拡大につきましては、子ども医療費助成制

度事業を中心に、市町等から継続的に、先ほどの議会からもそうですけれども、御要望をいただいているところでございまして、検討課題の一つであると認識しております。

また、国においては、令和6年度から18歳未満までの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整制度措置が廃止されたことから、窓口無料化の対象拡大を進めていく市町が増加していくということが想定されております。

これらを踏まえまして、県では現在、令和7年度に向けまして障がい者を含みます医療助成制度の窓口無料化に係る市町補助の対象年齢拡大につきまして、先般、令和7年度三重県行政展開方針（案）でも記載をさせていただいておりましたけれども、検討を進めているところでございます。

なお、本来、地域によってばらつきがあるというよりは、医療費助成制度は全国一律で行うべきと考えており、国に対して早期の制度化も要望をしておるところでございます。

障がい者を含みます福祉医療費助成制度につきましては、多額の財政負担を伴う制度でありますことから、制度拡大については慎重に検討していく必要がありますけれども、そういった制度の持続性の確保も考慮しつつ、県内市町や様々な関係者の御意見も聞きながら検討を進めていきたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。拡大の方向で検討中であるということを確認をさせていただきました。

全国知事会のほうでも、子どもの医療費助成は拡大を要望していくということもあったり、やはり国一律で支援をいただくということも重要だと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っておるんですけれども、今のところ、どの年代まで拡大をされていきたいのかというのを、どこまで考えているのかというのを改めて伺ってもよろしいでしょうか。

○医療保健部長（松浦元哉） 現時点では、対象年齢の拡大について引き続き検討を行っておる最中ですので、この場でどの年代までというのは考えてお

りませんが、国の減額調整措置の廃止も踏まえまして検討をしていきたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

ぜひ知事にもその意気込みなんかにも関して伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○知事（一見勝之） 先ほど医療保健部長が答えたとおりでございます。まだ来年度予算について今、編成中でありまして。検討を進めているわけでございます。確たる結論を得ているわけではございません。

この間、全国知事会に出てまいりまして、そこでおとしの7月の全国知事会でこれは三重県から提案をして、それは最初の提案か、第1グループの提案だったんですけど、今はもう各県がやっぱりこれは国においてやるべきだと。実は子どもの医療費だけではなくて教育費もそうですけど、国において無償化を進めなきゃいけない部分があるんじゃないかという話を口々に各知事がおっしゃっておられました。

ただ、これ、市町もそうですけど、選挙があるので無償化しますと言うと住民の方々の支持を得やすいということで、どんどん地方財政を原資にして無償化が進んでいるんです。これは国の財政当局はもうそれは願ったりかなったりということで考えているわけであって、それはおかしいというのは市長会も言っていると思いますけど、全国知事会としてもしっかり話をして、国で、ほかの国はやってくれているところもあるわけですから、それはしっかりと勝ち取ってきたいという思いは持ち続けております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

先日の来年度予算の大きな方針をお話しされたときにも、子どもと防災と観光というところで、大きな柱のうちに子ども分野が入っておりますので、期待をしたいと思っておりますし、今後の世代を担っていく方たちの生活のしやすさ、ぜひとも行政からの支援を、国からももちろん、県からもお願い

をしたいと思えます。

障がい者の方の話に戻りますけれども、障がいというものはやはり社会がつくる側面、とても大きいと思っております。障がいのある人の大変さは持たない人には分からないですし、その精神障がいや身体障がいを誰しもが突然持つ可能性があります。日本国憲法第25条にある生存権の保障は、行政の役割の重要なところを示していると思っております。行政は当事者の困難に寄り添って、その困難を個人の努力だけでは解決できない部分を政治や行政がすくい上げて一緒に背負っていくことが大事なのではないかと考えております。

最後に、今月11月11日から12月10日が差別をなくす強調月間ということで、三重県は県本庁舎前に今、（パネルを示す）こんなスローガンが示されていると思えます。この差別のない三重を私たちでつくろうという言葉、私が議会で仕事をさせていただく前にもこの言葉がすごく鮮明に映りました。このメッセージを行政が示していくことというのは本当に大事なことだかと考えております。

そんな中で、私が議員として働かせていただく中でも最も大事にしていることが、それが人権意識を手放さないことだと思っております。今日の質問では、ジェンダーの問題、そして障がい者の問題を質問させていただきましたが、世界の流れとしてもやはりマイノリティーである女性だったり、障がい者への差別をなくしていこうという条約も国連で採択され、日本も批准するという流れがあります。1979年に国連で採択された女子差別撤廃条約、日本も1985年に締結しておりますし、障害者権利条約というのもあり、2006年、国連で採択され、日本も2007年に署名、批准をしております。こういった問題は、やはりその当事者の声を聞いていくということはすごく大事だと思っております。

ジェンダーの問題に戻りますけれども、ジェンダー、平等なくして人権は尊重されず、人権を尊重するならばジェンダーの課題に行き当たるという相互補完的な関係にあると思えます。

また、障がい者や同性愛者、性的少数者に対する差別、政治的信条、人種や国籍に対する差別など、いまだ多くの種類の差別があります。人権県宣言の重みやその意味するところを今一度、皆さんと一緒に考えたいと思っております。

時間が少しあるんですけれども、知事にまた伺いたいと思うんですけれども、県の広報にもこういった、差別をなくしていこうというメッセージが今月あったと思いますけれども、こういった人権の問題に関して何かコメントいただけますでしょうか。

○知事（一見勝之） なかなか難しい御質問をいただいておりますけど、確かに大きな世の中の流れ、世界の流れは差別をなくしていこう、全ての人が幸せに暮らせるようにしていこうということではありますが、やはり一部それに逆行する動きも出てきているというふうに聞いています。いや、だからこそ、我々は一人ひとり差別をしてはいけないんだ、人権が大事なんだという思いを常に日々新たに持ち続けなければいけないんだと思っております。そのためのスローガンを掲示をしたりするのも大事であります。

今、県では、人間の尊厳、これを守っていくために、条例を幾つか検討しています。それは性暴力に関する条例もそうですし、そしてカスタマーハラスメントの条例もそうであります。法令で縛っていくのも大事ですけど、その根幹にある我々一人ひとりの考え方をしっかりと持ち続ける、これが何よりも大事だと考えているところでございます。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。一人ひとりの意識が大事ということを改めて伺いました。

差別は思いやりではなくなりませんし、学ぶことでそれをなくしていくということが重要であると考えております。

最後になりますが、今後、ますます三重県がいろんな方にとって生きやすい社会をつくっていくために私も頑張りたいという決意を述べて、質問を終わりたいと思います。

傍聴に来てくださった皆さん、テレビやインターネット中継を御覧の方も  
ありがとうございました。

終わります。（拍手）

## 休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。42番 中川正美議員。

〔42番 中川正美議員登壇・拍手〕

○42番（中川正美） 伊勢市・鳥羽市選挙区選出、自由民主党会派、中川正美  
です。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきたいと思います。

明治9年に三重県が誕生してから令和8年4月に150周年を迎えます。明治時代から令和時代にかけての150年間は、歴史上の500年、1000年に匹敵するぐらいに大きく社会が変化し、人間が進化した150年だったと感じているところでもあります。

150年を振り返りますと、明治時代には三重県から偉大な先人を輩出しています。私が思う三重県の岩窟王である村山龍平、小林政太郎、御木本幸吉の3名を少し御紹介させていただきます。

村山龍平氏は現在の玉城町田丸に生まれた後、一家で大阪へ移住し朝日新



聞創刊に参加、社長在任中の大正4年に、現在の夏の国民的スポーツイベントである全国高等学校野球選手権大会の前身である全国中等学校優勝野球大会を創設しました。

また、若い方にはなじみが薄いかもしれませんが、苦い粉薬を飲むときに薬を包むオブラートを開発したのも、玉城町田丸で生まれた小林政太郎氏にあります。アメリカの国際博覧会やイギリスの日英博覧会などで受賞し、オブラートを世界に供給しました。

真珠王として有名な御木本幸吉氏は、明治26年に初めて真珠の養殖に成功しました。

県では、この6月に三重県誕生150周年記念事業推進本部を立ち上げ、記念事業の検討を始めていただいています。私としましては、記念事業を通じて三重の歴史を振り返り、先人たちの偉業を若い方々を中心に広く周知してほしいと考えています。学校や地域においても子どもたちが三重の歴史に触れる機会を設けていただきたいと考えています。

例えば、平成6年に開催しましたまつり博のように、多くの方が集う三重県誕生150周年祭りの開催やVRを活用して過去の歴史を体感できるような企画もよいかと考えています。

今後、本格的に三重県誕生150周年記念事業を検討されていくと思います。150周年を迎えるに当たっての知事の思いを聞かせてください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 私らは日々、一生懸命生きとるものですから、この瞬間、この瞬間が大事だというふうに思いがちですけど、議員がおっしゃるように、長い悠久の歴史の中に我々の生活というのはあると思います。再来年、三重県は三重県県政開始後150年の節目を、賀節を刻むわけですが、来年、昭和100年ということでございまして、歴史の中に我々は生きております。

三重県の偉人のお話を議員からいただきました。それ以外にも本居宣長や松尾芭蕉、多くの偉人がおります。

先日、議員と一緒に全日本きもの装いコンテストに出させていただきますし

た。東海・中部大会でございます。そこで歴史、伝統というのは大事だなというのを改めて思ったところでございます。

150周年であります、このとき、大事なのはやっぱり来し方、そして行く末、両方を考えないといけないということだと思いますし、温故知新という言葉も大事にしていきたいと思います。三重県は決して150年だけではないです。もっと前からあるんですけども、県政150年ということで、それを振り返るような動画であるとかそういったことで、県民の皆さんにいろんなことを分かっていたいただくものをこれからもつくっていきたいということを考えてまいりますし、また、未来志向というのも大事ですので、子どもたちに歴史を学んでいただいて、そして将来の三重というのがどういうものなのかと、こういうことも併せて考えてもらえるような形で150周年を迎えたいと、準備を進めたいと思っているところでございます。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） 御答弁いただきました。ぜひとも記念事業を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。海洋環境の変化に対応した漁業のあり方についてお聞きいたしたいと思えます。

地球温暖化による海水温の上昇等により、海洋環境は大きく変化をしており、水産資源や漁船漁業、養殖業の経営に影響を与えています。我が国近海では、令和5年までの約100年間で平均の海面水温が1.28度上昇しており、令和5年は統計開始以降、最も高い値となりました。

本県におきましても、私の地元である伊勢市、鳥羽市が面している伊勢湾では、地球温暖化や近年の黒潮大蛇行の影響などから、記録の残る昭和35年から64年間で平均の海水温度が0.88度上昇し、令和5年の平均海水温は観測史上2番目に高い18.6度を記録しました。

また、窒素、リンといった栄養塩類も長期的に減少傾向にあり、近年はノリの生育に必要とされる目安を下回るなど、伊勢湾の海洋環境は年々厳しいものとなっております。

こうした変化に伴い、伊勢湾のイカナゴ業が平成28年から9年連続でできなくなっており、その他にも魚類・貝類の漁獲量減少、黒ノリの生産量減少、カキのへい死など様々な影響が出ています。

特に、天然資源の増減の影響を大きく受ける漁船漁業は大変な状況にあると感じています。海洋環境の変化に伴って変わっていく魚の種類や漁獲量に対応しながら、漁業経営を続けていかなければなりません。

昨年、国におきまして、水産関係団体や学識経験者等の有識者で構成されます海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会が開催され、漁業者関係者や行政が取り得る対応の方向性について、国への提言が行われました。

その中では、養殖業との兼業化、転換といった経営の複合化を検討する必要性などが記載されていました。漁船漁業を営む事業者の経営継続を図っていく上で、大変重要な指摘だと考えています。

そこで農林水産部長にお聞きしたいと思います。伊勢湾における漁船漁業の経営の複合化に向けて、どのように取り組むのか、お聞かせ願いたいと思います。

[中野敦子農林水産部長登壇]

**○農林水産部長（中野敦子）** 伊勢湾におけます漁船漁業の経営の複合化につきまして御答弁を申し上げます。

伊勢湾におきましては、イワシ類やアサリなどを漁獲する漁船漁業が営まれておりますけれども、黒潮大蛇行の長期化をはじめとする海洋環境の変化に伴いまして、資源量が減少しております。

令和4年の漁獲量は10年前と比較しまして、イワシ類で25%、アサリでは92%減少しており、大変厳しい状況となっております。

このため、県では、漁船漁業者の経営安定に向けまして、天然資源に依存しない養殖業と組み合わせた複合経営を推進しております。

具体的には、餌やりなどの手間やコストがかからずに所得向上が期待できる海藻類の養殖の普及に取り組んでおりまして、例えば生産が安定している

ワカメですとか、本県が日本一の生産量を有しまして、近年単価が上昇しておりますアオサノリですとか、香りがよく高級なアオノリとして取引をされておりますスジアオノリなどの養殖を新たに始める漁業者に対して、水産研究所や普及指導員が技術的な支援を行うとともに、加工に必要な機器の導入を支援してまいりました。

その結果、黒潮大蛇行が始まりました平成29年以降、新たに複合経営に取り組んだ漁船漁業者は34経営体と増えております。

また、これら海藻類の養殖に加えまして、新たな収入源の確保に向けて、カキ養殖に適した漁場を選定するため、水産研究所と地域の漁協が連携をして実証試験にも取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした新たな養殖の導入ですとか、これまでに取り組んでまいりました養殖の生産性の向上などを図ることによりまして、複合経営を一層進め、伊勢湾における漁船漁業者の経営安定につなげてまいります。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） 御答弁いただきました。一つの漁業に依存しない複合経営によりまして、終わりの見通せない黒潮大蛇行などに対応できるよう、漁業者の支援をお願いしたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

これから本格的な生産が始まります黒ノリ養殖における黒ばらのりの生産についてお聞きしたいと思います。

まず、黒バラノリとは黒ノリを板状にせずにはばばらにして乾燥させたものであります。スープ、うどんなどに使われており、その使い勝手のよさから需要が増しています。

本県における黒ノリ養殖は、色落ちが大きな課題となっています。このため、色落ちのリスクを事前に養殖業者に知らせる色落ちアラートの導入など、漁業関係者や行政が懸命に取り組んだ結果、令和4年度、5年度は色落ち被害がほぼありませんでした。

しかしながら、いつまた不測の事態が起こるかわかりません。

黒ノリ養殖業者の経営安定に向けまして、できる対策を少しでも進めていくため、新たな加工形態であります黒バラノリの生産拡大を進める必要があると考えています。

そこで農林水産部長にお聞きしたいと思います。黒ノリ養殖業者の経営安定に向けて、黒バラノリの生産拡大にどのように取り組むのか、お聞きしたいと思います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 黒バラノリの生産拡大にどのように取り組むか、御答弁を申し上げます。

黒ノリの養殖業は伊勢湾沿岸におけます重要な産業であり、県はその振興に向けまして海洋環境の変化への対応を進めながら、生産性・収益性の向上に取り組んでおります。

御紹介をいただきましたように、近年、料理の具材としても需要が高い黒バラノリは単価が安定しておりまして、収穫したノリをそのまま乾燥させますので、板ノリに比べて加工のコストも低いことから、養殖業者の経営を支える重要な品目であると認識をしております。

県では、このバラノリの生産拡大に向けて、漁業関係団体や市町と連携をいたしまして、養殖業者を対象としました経営上のメリットや生産の方法の説明に関しました研修会の開催、あるいは養殖業者が共同で利用する乾燥機などの導入、また、品質向上に向けたノリの冷凍保存技術の開発、加工方法の改良に取り組んでまいりました。

その結果、黒バラノリを生産する地区は、平成29年度の2地区から令和5年度には6地区となり、生産量も増加をしております。

引き続き、関係機関と連携をしまして、地域の実情に応じた支援に取り組むとともに、開発しました技術などのマニュアルを作成し、一層の普及を図ることで本県黒ノリ養殖業者の経営安定につなげてまいります。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） 御答弁いただきました。色落ちなど黒ノリの養殖経営の

リスク軽減を図る大切な取組だと考えていますので、しっかりと進めていただきますようお願いいたします。

最後に要望いたします。

本県は海とともに地域や産業を発展させてきましたが、海洋環境は我々の想像を超えて変化しており、漁業関係者や行政は懸命に対策に取り組んでいただいております。

こうした対策を有効に進めるためには、科学的な視点が欠かせません。科学的な視点から海洋環境の変化を捉えるためには、国内外の多くの知見を参考にする必要があります。

平成8年に、伊勢・志摩海洋国際会議が伊勢市で開催されました。豊かな海と明日の環境を考えるをテーマとして、海外の著名な研究者や国内で活躍されている方を講師に迎えた特別講演や水産業、環境保全などテーマごとの分科会が行われ、研究成果の発表や活発な意見交換が行われるなど、大変有意義な会議でありました。2年後の平成10年には第2回の会議も開催されました。

全国豊かな海づくり大会が来年に開催される本県におきまして、漁業が将来にわたって続いていくよう、再びこうした国内外の英知が結集をし、海洋環境の変化にどのように対応していくのかを考える国際会議の誘致の御検討をお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

半導体はあらゆる産業を支える重要基盤技術であり、その世界的な需要の伸びを背景に、国内での半導体関連投資が増加しているところであります。世界需要はこの10年で50兆円から150兆円にも増大するとされています。

そうした中、国におきましても半導体・デジタル産業戦略を策定し、国家事業として国内における半導体生産拠点の確保やサプライチェーンの強靱化に向けて支援等を推進しています。

三重県は、豊富で良質な水や優れた高速道路網など他県と比べて半導体製造拠点として大きな強みを持っていることから、既に大規模な工場も立地を

しています。

このように県内産業にとっての半導体は重要な分野の一つであり、国内の他地域においても半導体関連投資が増加している中、県では来年度、半導体産業の振興に向けた方針を策定していくこととしていますが、三重県としての競争力を維持していくため、しっかりと取組を進めてもらいたいわけであります。

また、取組を進めるに当たっては、県内の半導体関連の立地状況に目を向けますと、地域的な要因などからどうしても北部を中心に半導体工場が立地していることに加え、関連企業についてもその近隣・周辺エリアに数多く立地をしています。

関連企業を含めた半導体産業の集積は、地域の雇用創出や振興の大きな鍵となりますので、県として国内半導体関連投資の流れを県全体に呼び込み、効果を波及していけるよう、半導体産業のさらなる振興に向け取組を進めてもらいたいと考えています。

そこで雇用経済部長にお伺いしたいと思います。半導体産業のさらなる振興に向けまして、地域の雇用創出、振興のため、国内での半導体関連投資の流れを県全体に呼び込み効果を波及させていく必要があると考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、県全体での半導体の振興に向けた県の取組につきまして御答弁申し上げます。

半導体産業の国内外での競争が激化する中、本県では、これまで企業投資促進条例に基づく補助制度の活用や産学官連携のプラットフォームであるみえ半導体ネットワークを設立するなど、半導体関連産業の誘致や再投資の促進に積極的に取り組んできたところでございます。

その結果、半導体製造工場に加え、部素材や製造装置、メンテナンスなど関連企業の集積も進み、我が国における半導体製造のサプライチェーンにおいて重要な位置を占めるようになりました。その表れとしまして、三重県に

おける電子部品・デバイス・電子回路製造業の製造品出荷額が19年連続で1位となっております。

今年度県では、県内半導体関連企業のサプライチェーンの強靱化を一層推進するため、みえ半導体ネットワークに新たに県内企業22社が参画する操業支援部会を設置いたしまして、販路拡大や受注機会の創出などの取組を進めてございます。また、岩手県、大分県との3者で連携協定を締結いたしまして、災害時の相互協力やサプライチェーンの強靱化に向けた連携強化を図ることとしております。

他方、県内の立地状況につきましては、半導体の製造工程のうち、シリコンウェハーを加工する、いわゆる前工程においては大量の水や電気、一定規模以上の用地などが必要となることから、新規立地や県内再投資が北部地域を中心に展開されてまいりました。

一方、チップの切り出しやパッケージングを行う、いわゆる後工程では、大量の水などを使用しないことから、半導体製造の後工程を担う企業でありますとか半導体製造装置の企業が北部以外の地域においても立地する事例が見られております。

こうした動きを県内全域に波及させるとともに、半導体関連産業のさらなる発展を目指すため、来年度、県では半導体産業の振興方針を策定することいたしました。

振興方針を策定するに当たっては、本県半導体産業の強みや課題について、企業の声も聴きながら改めて洗い出すとともに、県内各地域の特性を踏まえ、必要となる施策の方向性を検討してまいりたいというふうに思っております。

今後はこの方針に基づき、多種多様な半導体関連企業の投資を呼び込むことにより、地域の特性を踏まえた半導体産業の振興を図り、県内経済の発展や雇用の維持、創出につなげてまいります。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） 御答弁いただきました。

来年度、振興方針が示されるということでありまして、半導体、前工程と



後工程があるということで、私の地元の伊勢市のほうでも、そういった関連の企業が数社あるわけですが、これから幅広く展開したいなど、こういうふうな思いがございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

水とか道路網の整備が必要でありますけれども、やはり今おっしゃったように、後工程や半導体製造装置の製造につきましては、北部以外の地域においても企業の投資の可能性があるということです。ぜひとも県内各地が持っているそれぞれの特性を生かしまして、ぜひとも振興方針の中にきちんと位置づけをしていただきたいなど、これを求めましてこの項は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、医療的ケア児とその家族に対する支援についてお伺いいたしたいと思います。

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、新生児特定集中治療室などに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児は増加しており、全国で2万人と推計されており、我が三重県におきましては300人前後となっています。医療的ケア児に関する課題としては様々なものがあります。

家族の抱える生活上の悩みや不安として、医療的ケアを必要とする子どものそばからひとときも離れられない、トイレに入るのにも不安がつきまとうなど、家族が24時間看護を担い心身が疲労しているということでもあります。

家族以外の方に医療的ケアを必要とする子どもを預けられるところがないなど、日中を過ごす通いの場が不足していることなどが挙げられています。

また、支援体制においても医療的ケアの対応体制が不足していることが挙げられます。

こうした悩みを解決していくためにも、医療的ケア児や家族への相談体制や支援体制を充実していく必要があります。

そこで伺います。医療的ケア児や家族への支援について、県の取組の現状はどうか、今後の取組についても併せてお聞きしたいと思います。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、医療的ケア児・者と家族への支援についてお答えいたします。

県では、医療的ケアを必要とする障がい児、障がい者及びその家族が安心して暮らしていけるよう、平成27年度から地域における支援拠点の構築、地域間のネットワークづくりを進めております。

令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことを受けて、令和4年4月に三重大学医学部附属病院を拠点とします、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを開設いたしまして、相談支援、情報提供、それから地域の支援者に対する研修、助言等に取り組んでいるところでございます。

また、地域における受入体制を整備するために、支援する施設の整備について優先的に補助するとともに、人工呼吸器等、医療機器の購入補助ですとか喀痰吸引等を行う介護職員への研修を行うことで、医療的ケア児・者の日中活動の場ですとか、それから家族が一時的に看護から離れることで負担軽減につながるレスパイト事業の充実に努めているところでございます。

さらに医療、福祉など多分野にまたがる支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を令和元年度から行っておりまして、これまでに延べ210名を養成しているところでございます。

こうした取組で徐々に受皿、それから相談支援体制は整いつつある一方で、やはり実際に利用できるサービスはまだ県内で十分に提供されているとは言えません。日常的に看護を担っていただいている家族の負担軽減に向けましてサービスを提供する人材の確保ですとか、レスパイト事業のさらなる充実が喫緊の課題であると認識しております。

このため、医療的ケア児・者、その家族を支援する事業所の整備に引き続き取り組んでいくとともに、看護師、それから必要な人材を確保できるよう、国に対しまして障害福祉サービス等報酬の充実を継続して要望していきたいと思っております。

また、家族の負担軽減に向けまして、地域におけるレスパイト事業がより多くの市町で実施されるように働きかけてまいりたいと考えております。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） ありがとうございます。ぜひとも手厚い支援をお願いいたしたいと思います。

さて、医療的ケアを必要とする学齢期の児童生徒の保護者の方々にお話を聞きますと、医療的ケアを必要とする子どもの保護者としては、できる限り子どもに寄り添った生活をしたいたいの声を聞く一方で、医療にかかる費用が多額に上り、いわゆる共働きでないと経済的に家計を維持できないという声も聞きます。

このような家庭で、保護者の方が仕事を継続するために、課題としてよくお伺いいたしますのは、特別支援学校の始業時刻に子どもを送り届けようとすると仕事の始業時刻に間に合わない。そのために職場に負担をかけ、仕事を続けることが困難となっているとの課題であります。この問題の解決策としては特別支援学校の始業時刻を早めるという対応も考えられますが、それでは遠距離をバス通学する児童生徒はさらに早い時刻に家を出なければならなくなりますし、また、特定の児童生徒のみを早い時間帯から学校で預かる対応をするのも公平性の観点からは課題があると感じています。

現在、医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒に対しては、週1回の通学支援事業が昨年度から実施されていると聞いております。このことで対象となっている保護者の方々がどれほど助かっているか、多くの保護者の方から、この支援のさらなる充実・拡充をお願いしたいとの切実な要望が届けられております。

このような切実な声にぜひお答えいただきたいと願うところでありますが、教育委員会の御見解をお伺いいたしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒への通学支援について御答弁させていただきます。

通学時に医療的ケアが必要な特別支援学校の児童生徒は、スクールバスでは登校できません。これはスクールバスには看護師が同乗しておりませんので、車内で医療的ケアを実施することが困難であるからです。このため、保護者が自ら学校まで送迎をしておりますけれども、保護者も仕事ですとか体調不良の場合もありまして、そういうときは児童生徒は登校することが難しいというような課題もございます。

こうした中、令和3年9月に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。学校設置者は、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等を受けられるよう必要な措置を講ずるものとされたところです。

このことを受けまして、本県では、令和5年度より医療的ケア児通学支援事業を開始しています。これは児童生徒の学習保障、それから保護者の負担軽減のために週1回、登校時に福祉車両等に看護師が同乗しまして、自宅から学校まで児童生徒を送り届けるという事業です。そして、令和6年度も週1回、これを実施しております、通学時に医療的ケアが必要な児童生徒38名いますけれども、このうち11月現在で希望者22名が利用しています。

この事業を利用した保護者からは、家族の都合で欠席することなく登校して友達と一緒に学習することができたですとか、代わりに送迎してもらえらることで早い時間に出勤することができるようになったとの声を聞いています。

今後についてですけれども、週1回の支援というのではまだ十分とは言えないと我々も考えています。児童生徒の学習保障、それから保護者の負担軽減を図るために引き続き、医療的ケア児通学支援事業の一層の拡充に向けて取り組んでいきたいと考えています。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） ありがとうございます。ぜひとも制度の拡充に向けまして、よろしく願いたいと思います。

それでは、1件、再質問いたしたいと思いますが、お伺いいたしましたように、医療的ケアを必要とする子どもたちはもちろんのこと、肢体に不自由

を抱えている子どもたちは、特別支援学校に限らず他の学校にも在籍をしておられることと存じます。そのような子どもたちの学びの保障に当たりましては、施設のバリアフリー化が進められていくことが必要であることは言うまでもありません。県で施設を整備している県立学校において、スロープやエレベーター、トイレなどのバリアフリー化はどの程度進捗しているのか、お伺いいたしたいと思います。

○**教育長（福永和伸）** 県立学校のバリアフリー化についてですけれども、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例ですとか、三重県立学校施設長寿命化計画に基づいて計画的に進めています。

県立高等学校のバリアフリー化の状況を申し上げますと、バリアフリースロープの設置は100%でございます。それから、スロープの設置は、門から建物までは100%、建物入り口から教室までは86%、それからエレベーターの設置は52.6%という状況です。

次に、特別支援学校の状況ですけれども、バリアフリースロープの設置も100%となっています。エレベーターの設置については88.9%という状況です。

今後も引き続きまして、各学校からの要望を踏まえ、学校と十分に協議しまして、学校の実情に応じた学校施設のバリアフリー化を進めてまいります。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○**42番（中川正美）** ありがとうございます。ぜひとも三重県はバリアフリー推進県でございますので、そういう点、よろしくお伺いいたしたいと思います。

それでは、次に、看護師の特定行為研修についてお伺いをいたしたいと思います。

2040年に向けた全国の75歳以上人口の増加が見込まれる中、多様化する医療や介護ニーズに対して看護師が今以上に大きな役割を担っていただくこととなります。県内の看護師数は年々増加しているものの、離職率は近年増加傾向にあり、現状でも充足しているとは言えない状況であります。確保策を

進めていくことはもちろんですが、加えて、一人ひとりの看護師が自らの能力や専門性を最大限に発揮し、質の高い医療・介護を提供していくことが求められています。

看護師のスキルアップには、専門看護師や認定看護師等がありますが、中でも平成27年からスタートした特定行為研修制度では、研修を修了した看護師は医師の判断を待たず、手順書により一定の診療補助を行うことができることから、今後の医療を支えていくことが期待されています。既に導入している現場からは、特定行為研修修了者がノウハウを周囲にも普及することで、全体の底上げにつながるほか、本人のモチベーションがアップし、離職防止への効果も期待されているとの声があります。

また、特定行為研修を修了した看護師が僻地や離島等にいれば、住民の安全にもつながるとともに、オンライン診療との親和性も高く、将来、その必要性はますます高まってくると思われます。

しかし、三重県内の特定行為研修を修了した看護師の数を見ますと、令和4年の調査では33人と全国ワースト3位になっております。県内の特定行為研修修了看護師の増加が喫緊の課題ではないかと思いますが、そこでお伺いしたいと思います。

県内の特定行為研修修了看護師を増加させるために、県としてどのように取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 先ほど議員がおっしゃられた特定行為研修制度については、御趣旨は議員がおっしゃられたとおりでございます。

県では、この特定行為研修を受けた看護師を増やすために、費用補助などをやりながら受講促進を図ってきたところですが、先ほど御紹介のあったように、令和4年末で33名と全国の中では低い状況になっております。

この状況に鑑みまして、県では、第8次三重県医療計画におきまして、この研修制度を修了した看護師の就業者数の目標を160人以上としまして、現在確保対策を進めているところでございます。

研修終了者の確保につきましては、まず指定研修医療機関を増やすことが重要であります。このために、県内の医療機関と調整を行いまして、これまで研修を実施している2病院に加えまして、今年度、新たに三重県厚生農業協同組合連合会が3か所目の研修機関として指定されました。

また、研修制度の概要やメリットを伝えていくことが必要であり、関係機関、関係者に浸透できるよう、オンラインを併用した説明会ですとか相談会を今年度2回開催しましたところ、毎回100名程度の参加があり、高い関心をいただいております。今後に向けて、研修に向けた課題などを把握するために、医療機関や介護施設を対象に実態調査も行ってまいりたいと思います。

今後、指定研修機関の拡大、それから研修会、相談会の開催、研修に係る費用助成、こういった支援を行うことにより、引き続き特定研修制度を修了した看護師の確保、増加に努めてまいりたいと考えております。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） ありがとうございます。ぜひとも特定行為研修修了者の増加に向けまして、医療機関等の理解が不可欠ですし、ぜひともその制度の趣旨などの周知・啓発や診療報酬を含めた普及のための課題整理などを引き続き進めていただきますようお願いいたします。

それでは、次に、介護支援専門員についてお伺いしたいと思います。

介護支援専門員はケアマネージャーとも呼ばれ、介護が必要となった方の相談やサービスのケアプランの作成、市町・事業者・施設との連絡調整など幅広い業務を担っており、介護サービスにおいて不可欠な存在であります。

しかし、その介護支援専門員の不足感が年々高まっています。その背景には、認知症、精神疾患、難病などの疾患や生活困窮、ヤングケアラーなどへの対応による業務の多様化・複雑化のほか、介護支援専門員の高齢化や賃金などの処遇面の課題もあります。

今後、人口減少、高齢化がますます進み、介護を要する方が増加する中、介護サービスを適切に提供していくに当たっては、一人ひとりの状況に応じて限られた資源を効率的・効果的に活用しながら支援する介護支援専門員の

重要性はより一層高まると考えます。

三重県の状況を見ますと、事業所における介護支援専門員の不足感は全国並みであり、また、登録者の増加数は近年鈍化しています。将来に向けまして県内の介護を維持するためには、その一翼を担う介護支援専門員の資格取得支援や業務負担の軽減、資質向上などに取り組み、介護支援専門員の確保、職場定着を進めていく必要があると思っております、そこでお伺いいたしたいと思っております。

介護支援専門員の定着に向けまして県としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたしたいと思っております。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 高齢化の進展に伴いまして介護サービスの需要が高まっている中で、介護支援専門員の重要性は先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。

そのような中で、全国的に介護支援専門員の従事者が減少傾向にありまして、これから生産年齢人口の減少も見込まれる中で、確保していくことが重要であると考えております。

課題といたしましては、業務範囲の広さ、給付管理の事務負担とともに、賃金や処遇面の低さなどが挙げられております。さらに5年ごとに更新研修の受講が義務づけられていることや、初回の更新時には研修時間が88時間に及ぶなど、受講者の負担も多いという声もあるところでございます。

そこで、まず介護支援専門員の負担軽減に向けては、介護サービス事業者と書面のやり取りについて、ICT機器の導入を促す補助金の交付などにより、効率的な事務処理を促進し負担軽減を進めてまいります。また、経験年数の浅い介護支援専門員が業務で悩んだ際には、1人で負担を抱え込まないよう経験豊富な主任介護支援専門員が実地で指導や助言を行う支援体制を構築してまいります。

研修制度の負担軽減につきましては、法定研修につきまして例えば実施方法をオンライン方式に変更することにより、負担軽減につながっております



けれども、引き続き研修の実施方法について見直しを検討していきたいと思っています。

それから、処遇改善につきましては、介護支援専門員の賃金水準がまだまだ低い状況にありますので、国に対しまして介護支援専門員をはじめとして介護現場で働く職員の処遇改善を図るよう、要望を続けていきたいと思っています。

現在、厚生労働省が設置している検討会におきまして、介護支援専門員の業務の在り方や、人材確保や定着に向けた方策、研修の実施方法などについて諸課題の検討、見直しがされております。

県としましては、国の検討を注視するとともに、様々な施策を進めることによって、本県の介護支援専門員の確保、拡大に向けて取組を進めていきたいと考えております。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） ありがとうございます。ケアマネージャーの勤務環境の改善を図り、その魅力を広く発信していただきたいと思います。

それでは、最後の項でありますけれども、第63回神宮式年遷宮を契機とした観光振興についてお聞かせ願いたいと思います。

観光産業は言うまでもなくその経済効果が宿泊業や飲食業、農林水産業など幅広い分野に波及する裾野の広い産業であり、県としても重点的に取り組む施策の一つとして取り組まれております。

私の地元であります伊勢志摩地域は、御承知のように20年に1度の神宮式年遷宮やその翌年のおかげ参りなどにおいて、歴史的にもこれまで多くの旅人を受け入れ、もてなしをしてきた地域であります。そういったおもてなしの文化や地域性は県が進めます観光振興においても非常に重要なものであり、県内観光産業の発展にもつながってきております。

神宮式内遷宮は、全国的に三重県に注目が集まる大きなチャンスであるとともに、前回の神宮式年遷宮には1400万人を超える方が神宮に訪れていただいたように、本県への誘客を図る絶好の機会であり、私はこの機会を逃す手

はないと考えておりますので、これまでも議会の場でも何回も質問をさせていただきます。

さらに、次期式年遷宮に向けましては、全国的にインバウンド需要が回復している状況を踏まえて、海外に向けたプロモーションにも力を入れて取り組んでいくことも重要ではないかと考えております。私の地元である伊勢市では、今年1月に伊勢志摩地域として伊勢志摩せんぐう旅博実行委員会が、2月には次期神宮式年遷宮用材奉曳本部・奉曳団連合会結成準備委員会が組織され、次期式年遷宮に向けた準備が着々と進められております。

令和7年6月上旬には、いよいよ御桶代木奉曳式が行われ、令和8年はお木曳行事など諸行事も取り行われていくことから、ますます第63回神宮式年遷宮に向けた機運が盛り上がってくる状況を迎えます。

県におきましてもこの神宮式年遷宮のチャンスを生かして、国内だけではなく海外に向けても積極的に県の魅力を発信し、インバウンドを含む誘客を促進していただければと思っております。

そこで知事にお伺いしたいと思えます。令和15年の第63回神宮式年遷宮に向けまして、県としてどのような観光振興に取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思えます。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 伊勢神宮は、三重県の観光に非常に大きな貢献をさせていただいております。観光だけではなく、三重県の都市構造、これは何で分散型の都市になっていて、その各地域でそれぞれ発展をしてきているのかということでもありますけど、これは日本全国から伊勢神宮におかげ参りをはじめとして参っていただいている方が多くのまちを通過していつておられたので、そういった都市構造になっているということですから、観光だけではないと思えます。三重県全体に大きな影響を与えていただいている、好影響を与えていただいているというふうに思えます。

その伊勢神宮ですが、令和7年、来年にも遷宮に向けた山口祭が始まります。三重県は今、特にインバウンドを中心に観光が非常に厳しい状況になっ

ているのは事実でございます、この遷宮の機会を生かさないと手はないというふうに思っておりまして、6月の知事提案説明でも御説明させていただきましたが、県庁内に式年遷宮に向けた庁内ワーキングというのを設けております。さらには、式年遷宮を契機としたおもてなし推進チームというのを9月に観光部内に設けてまして、令和15年に予定をされています式年遷宮に向けまして準備を進めているところでございます。

具体的なものはこれからつくってまいりますけれども、国内から多くの方に来ていただくのはもちろん、これから日本は人口が減ってまいります。多くの外国の方に三重県に来ていただかなきゃいけないということで、インバウンド誘客に向けてもしっかりと力を入れていきたいと考えているところでございます。

[42番 中川正美議員登壇]

○42番（中川正美） 御答弁いただきました。地域と連携をして取組を進めていただくということですので、今後の取組に期待をしたいと思います。

中でも、伊勢志摩せんぐう旅博実行委員会につきましては、伊勢志摩観光コンベンション機構をはじめ、伊勢志摩地域の市町、観光協会、商工団体、観光事業者等で構成され、官民が一体となって取組が進められていますので、県としてもしっかりと連携をして取り組んでいただきたいと考えますが、伊勢志摩せんぐう旅博との連携についての考え方について、観光部長にお聞きしたいと思います。

○観光部長（生川哲也） 伊勢志摩せんぐう旅博との連携につきましてお答えいたします。

この旅博の実行委員会には県も、県の観光部でございますが、委員として参加をいたしておりまして、これまで次の式年遷宮に向けたプロモーション、それから今後の事業計画などの検討に参画をいたしております。

また、県のほうでは、先ほども知事が申し上げましたが、次期式年遷宮を契機として国内外から多くのお客様をお迎えし、その効果を県内全域に広げていくため、県庁内にワーキンググループとおもてなし推進チームを設けて

取組を始めているところでございます。

伊勢志摩せんぐう旅博実行委員会とこうした県の取組、これらを十分連携することにより、両者が相乗効果を発揮しまして、伊勢志摩地域を含め本県へより多くのお客様がお越しいただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） ありがとうございます。国内からももちろん、海外からも多くの方がお越しをいただき、おもてなしにつながるよう取組を進めていただきたいと思います。

ここからは要望とさせていただきますけれども、これまで遷宮の時期に合わせていろんなイベント、例えば第61回の式年遷宮のときには、平成6年にまつり博、世界祝祭博覧会が開催されました。そういったイベント、また、キャンペーンの実施とともに道路整備、これも伊勢自動車道の開通とか国道23号南勢バイパスの4車線化等々、大変な道路整備が進みました。三重県の観光にとっても大きな効果を上げています。

ぜひとも第63回神宮式年遷宮が行われます令和15年に向けて、効果的なイベントやキャンペーンを実施するとともに、太平洋新国土軸構想の一翼を担う伊勢湾口道路、今ちよっと立ち消えておりますけれども、そういった整備推進についても、よろしく願いいたしたいと思っております。

令和16年は熊野古道世界遺産登録30周年、また、令和17年には国民スポーツ大会、名称は分かりませんが、開催と、三重県に注目が集まるチャンスが続きますので、遷宮の契機をしっかりと生かして、三重県への多くの来訪につなげるよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

県内各地で多くの旅行者を迎える環境を整えるためには、地域と調和の取れたものとする必要があります。そのためには地域において市町や観光事業、住民の方々が一体となって連携・協力しながら取組を進めていくことが重要

であり、その取組を進めていくための司令塔としてDMOの役割が期待されております。

そこで観光部長にお伺いいたしたいと思います。持続可能な観光地づくりに向けて、県内のDMOへの支援にどのように取り組むのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

あわせて、時間の関係でもう1点、観光ガイド人材の育成についてもお伺いいたしたいと思います。

多くの訪日外国人旅行者に三重県を満喫してもらうためには、その土地ならではの歴史・文化や自然、暮らしや伝統を伝えていくことができる観光ガイド人材の存在が必要となっています。

しかし、地域で話を伺った際には、英語ができる観光ガイド人材の育成が課題となっているとの話がありました。

三重県には、神宮をはじめ熊野古道伊勢路など多くの魅力が地域にありますので、訪日外国人旅行者に満足度高く三重県の滞在を楽しんでいただけるよう、県としても外国語能力や三重県の観光に関する高い知識を持って地域を案内できるプロフェッショナルな観光ガイドの育成を進めていただきたいと考えます。

そこで観光部長に伺います。インバウンド誘客に向けまして、プロフェッショナルな観光ガイド人材の育成にどのように取り組んでいくのか、県内の状況も含めてお聞かせ願いたいと思います。

〔生川哲也観光部長登壇〕

**○観光部長（生川哲也）** 二つの御質問をいただいております。まずは、県内のDMOへの支援につきましてお答え申し上げます。

県としましては、地域のDMOにおけるデータマーケティングでありますとか観光地づくりに関するノウハウをDMOのほうで向上していただくため、全県のDMOである三重県観光連盟を通じまして、それらの分野の専門人材を派遣しておりまして、伴走型で支援を行っております。

具体的には、観光データの効果的な収集分析の方法でありますとか、デー

タに基づく戦略の見直し、地域の観光関係者が一体となった取組に向けたアドバイスなど、地域の実情に沿った形でDMOとしての役割を果たすためのノウハウを習得していただけるよう、個別の支援を行っておるところでございます。

引き続き、三重県観光連盟の体制でありますとか経営基盤の強化を通じまして、県内のDMOが持続可能な観光地づくりに必要なノウハウの蓄積ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2点目ですが、プロフェッショナルな観光ガイド人材の育成についてでございます。

インバウンドへの観光ガイドにつきましては、通訳案内士法という法律に基づく全国通訳案内士という国家資格がございまして、県内には現在164名が登録されておりますが、昨年度実施しましたこれらの通訳案内士に対するアンケートによりますと、専業として従事している観光ガイドは回答があった59人中8人、さらには継続的に活動している通訳案内士は3人とかなり限られた人数になっております。

このように実際に活動している観光ガイドが少ない理由としまして、このアンケートの中でお尋ねしておるんですけども、ガイド業務を実際には資格を持っているんですがやったことがないとか、実践的な知識、スキルが獲得できていない、それから活躍の機会が少ないといったことが挙げられております。

そこで県としましては、今年度から全国通訳案内士を含めまして、全8回の実践的な観光ガイド養成講座を実施しております。現在、46名に御参加いただいておりますが、インバウンド向けのホスピタリティを養うワークショップでありますとか、実践的なフィールドワーク研修などに取り組んでおります。

さらには、ガイドとして活躍いただく機会の創出に向けて、旅行会社や宿泊施設とのマッチングなども行っております。

こうした取組を継続していくことでプロフェッショナルな観光ガイド人材

をより多く育成し、インバウンドの受入環境の充実を図ってまいりたいと思っております。

〔42番 中川正美議員登壇〕

○42番（中川正美） ありがとうございます。

来月、伊勢市では、お伊勢さんマラソンというのがございます。たくさんの方が全国から来ていただくわけでありますけれども。しかしながら、外国人が大変少ない。しかしながら、出雲大社のほうのマラソンは世界からたくさんの方がお越しいただくと。私は大変疑問といたしますか、不思議に思われるわけですね。同じ神社関係であっても、何かその辺りは一度検証してもらいたいなど。より多くの世界の皆さん方が伊勢神宮のよさを本当に熟知していただいて、今のインバウンドを本当に活発にやってもらいたいと心から願っておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

令和15年、あと9年であります。年が明けますともう8年になってしまうわけでありますけれども、いつも私は9年、10年後、その式年遷宮に向かって歴代の知事に何か大きなイベント等々の話をしてまいりましたので、ぜひとも一見知事におかれましてもそのすばらしいお答えをいただきたいなど、こんなふうに思います。

私の持論でありますけれども、今あるのは伊勢神宮、1500年前にあったのが伊勢神宮、そして1500年後にあるのも伊勢神宮、これ私の思いでございますので、ぜひとも三重県とともにこの伊勢神宮の第63回神宮式年遷宮が成功することを祈念させていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

誠にありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後 1 時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。29番 森野真治議員。

[29番 森野真治議員登壇・拍手]

○29番（森野真治） 皆さん、こんにちは。

伊賀市選挙区選出、新政みえの森野真治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきたいというふうに思います。

まず、出産子育て支援について幾つか御質問させていただきます。

初めに、不妊治療に対する助成についてお聞きをいたしたいと思えます。公益財団法人日本産科婦人科学会では、不妊の定義を妊娠を望む健康な男女が避妊をしないで性交をしているにもかかわらず、1年以上妊娠しないこととしています。近年、晩婚化や男女ともに子どもを望む年齢が高くなっていることに伴い、不妊に悩む夫婦が年々増加しております、（パネルを示す）この図のように、厚生労働省によりますと、不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦の割合は、2021年の時点で約4.4組に1人、また不妊を心配したことがある夫婦の割合は約2.6組に1人とされています。

（パネルを示す）そして、次の図を見ていただきたいんですが、不妊治療の一つであります体外受精・顕微授精などの生殖補助医療というのがあるんですが、これによって2021年には約7万人が誕生しております、これは生まれた赤ちゃんの約11.6人に1人という割合でありますけれども、年々増加していることが分かると思えます。



不妊治療には不妊の原因を明確にするための検査や原因が分かった場合の原因疾患への治療、タイミング法や人工授精といった一般不妊治療、精子と卵子を採取して受精させ、受精卵を子宮に戻す生殖補助医療があります。2022年3月以前は、不妊の原因の検査と原因疾患への治療のみが保険適用となっていました。不妊治療には多額の費用がかかることから、2022年4月以降は一般不妊治療や基本的な生殖補助医療も保険適用となり、負担軽減が図られました。

しかしながら、保険適用には年齢制限や回数制限があることから、県や市町による上乗せ、横出しの助成制度が実施されています。

そこでお伺いいたします。本県の不妊治療に対する助成事業の内容及び昨年度の実施状況、県内市町の上乗せ事業の実施状況についてお伺いいたします。

〔枅屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枅屋典子） それでは、本県の不妊治療の助成についてお答えさせていただきます。

不妊治療の助成につきましては、御紹介いただきましたように、令和4年4月から国による助成制度が廃止されまして、体外受精や顕微授精といった標準的な治療が保険診療の対象となりました。一方で、一部の先進医療などは保険適用外となっております。

県では、引き続き不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図るために、県独自の特定不妊治療費助成事業を創設しまして、43歳未満の方を対象に保険適用外の先進医療や保険適用となる治療回数の上限を超えた部分に対する助成を市町とともにやっているところでございます。

現在、この助成事業は県内ほぼ全ての市町において実施されておまして、令和5年度の助成実績は先進医療助成が1295件で約3500万円、回数追加助成が41件で約1000万円となっております。

また、11の市町では、独自の助成事業を設けていただき、保険適用の有無や年齢にかかわらず、不妊治療費の自己負担額に対して助成を行っています。

県としましては、今後も不妊に悩む方が経済的な理由から治療を諦めることがないように、市町と連携して支援を行ってまいります。

〔29番 森野真治議員登壇〕

○29番（森野真治） 御答弁いただきましたように、特定不妊治療費助成事業、保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業においては、治療開始時点での妻の年齢が43歳未満という制限が残っております。一方、昨年度の子算の執行実績を見ますと、予算額に対する執行率は決して高くはなく、かなりの執行残がございます。

不妊治療から出産に至る割合が年齢が上がるにつれて低下傾向にあることは事実ですけれども、43歳以降ゼロになるわけではないですし、そもそも肉体のことでありますから個人差も相当あります。それらを総合的に判断して、不妊治療をする、しないの決定は医師と本人で相談して判断すべきことであり、行政が制度として年齢制限を設けるには相当の理由が必要だと思います。現在、本県が置かれている状況は少子化対策に資することは何でもやるぐらいの覚悟で当たっていかねばならない中、まさに子どもをもうけようと頑張っている方に諦めるように促すのではなく、後押しをするべきではないでしょうか。ましてや、多額の執行残がある状況であるのならば、言うまでもないことだというふうに思います。

そこでお伺いいたします。本県の特定不妊治療費助成事業において設けている年齢制限について撤廃すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

○子ども・福祉部長（柗屋典子） 県の助成事業の年齢制限でございますが、国の以前の助成制度、それから現在の保険適用の基準に合わせて設けているものでございます。国におきましては、この年齢制限を設定するに当たりまして、母体の健康への影響ですとか、これまでの分娩率等のデータを根拠に設定したものというふうに考えております。

ただ、おっしゃっていただきましたように、一方で妊娠・出産を希望する女性の年齢というものは上昇していることですか、あるいは医療技術の進歩などによりまして、県内においても保険適用外となる43歳以上の方が自費

で不妊治療を行って、妊娠・出産につながったケースがあることも承知しているところでございます。

市町が独自に行っている不妊治療助成制度では、年齢制限が設けられていないものもあることから、今後市町ともよく協議をしながら県の助成事業における年齢制限について、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

〔29番 森野真治議員登壇〕

○29番（森野真治） おっしゃっていただきましたとおり、市町の中ではもう制限を撤廃しているところもございまして、やはり応援するという意味で、線を引くのではなく、壁を撤廃して、受けたい全ての方に対して公平にぜひ補助をしていただきたいということで、前向きに御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、次に、企業等における妊活休暇制度などのことについてお伺いいたします。

企業等における妊活休暇制度など働きながら不妊治療を受けるための支援について、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられますけれども、（パネルを示す）こちらを見ていただきますと、厚生労働省が2023年度に行った不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合調査によりますと、約6割の企業で不妊治療を行っている社員の把握ができておらず、約7割の企業で不妊治療を行っている社員が受けられる支援制度等を実施しておりません。この結果、（パネルを示す）こちらですね、不妊治療をしていた労働者の中で、仕事と両立している（していた）割合は55.3%となっている一方、不妊治療と仕事が両立できず10.9%が離職、7.8%が不妊治療を諦めています。両立できず雇用形態を変えた7.4%を含めると、26.1%と4人に1人以上が仕事の両立ができない、できなかったと回答しています。

不妊治療と仕事の両立を困難にしている要因として、不妊治療が原因のものとしては通院回数が多い、待ち時間など通院にかかる時間が読めない、医

師から告げられた通院日に外せない仕事が入るなど、仕事との日程調整が難しいことや精神面、体調、体力面などの負担が大きいことが挙げられています。

一方、仕事が原因のものとしては、職場の理解やサポートが得られていない、得られない、仕事のストレスや長時間労働のため不妊治療に悪影響が出るということが挙げられています。

そこでお伺いいたします。これらのことから働きながら不妊治療を受けやすくするには、企業等において産前産後休暇や育児休業のように妊活休暇制度を設け、不妊治療と仕事の両立を図っていくことが必要だと思いますが、県内企業等の不妊治療を受ける社員に対する支援制度の現状と取組状況についてお伺いいたします。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、企業等における不妊治療に対する支援制度の現状についてお答えいたします。

不妊治療には経済的負担が生じるため、働きながら治療を行うことができる環境の整備が求められておりますが、治療と仕事の両立ができず離職せざるを得なかった人、それから治療を諦める人が少なくない。先ほど御紹介いただいたとおりでございます。そういったことから企業における取組が進むよう、支援していくことが重要であるというふうに考えております。

県では、令和元年度に全国に先駆けまして三重県経営者協会、連合三重、三重県医師会、三重県産婦人科医会、三重労働局、県の6者で不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定を締結し、不妊治療に関する正しい知識の普及ですとか職場での理解促進、それから相談体制の充実を目指して取組を進めております。

また、令和2年度からは経営者や人事担当者等を対象に、不妊治療と仕事の両立支援に向けたセミナーを実施しております。このセミナー受講者を不妊症サポーターに任命いたしまして、職場など身近な支援者として役割を担っていただいております。令和5年度までに延べ144人のサポーターを養

成したところでございます。

さらに、県独自の取組としまして、不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境づくりに意欲のある企業に対しまして、アドバイザーの派遣を行っているところでございます。事業を利用した企業からは、具体的にアドバイスをもらえたので今後、不妊治療を支援する制度の導入を進めていくといった声もいただいたところでございます。

一方で、令和5年度に県の特定不妊治療費助成事業を利用した方を対象に実施した不妊治療と仕事の両立に関するアンケート調査では、自身の職場が不妊治療への理解があると感じている人は56.6%、また職場に不妊治療をサポートする制度があると答えた人は34.5%にとどまる結果となっております。

こうした現状も踏まえまして、県としましては企業における不妊治療への理解と両立支援に向けた環境整備が一層進むよう、引き続き関係機関とも連携して取組を進めてまいります。

〔29番 森野真治議員登壇〕

**○29番（森野真治）** 制度を設けているところがアンケート結果では34.5%ということです。報道等でもっと少ない数字を上げられているところもございません。

いずれにしても、サポーターとかアドバイザーとか積み上げていってもらうことも大事ですが、全体の進捗状況とかそういうことも把握していただきながら、しっかりと着実に図りながら進めていただくということも大事ですし、本当に急速に少子化が進んでおりますので、しっかりと企業にも応援していただかないと、行政だけの補助制度とかだけでは限界がありますので、しっかりとこれはお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、産院の確保についてお伺いいたします。

2023年、三重県の出生数は統計開始以来初めて1万人を割り込み、今後も加速度的な減少が見込まれています。医師の高齢化に加え、採算性の悪化により、県内では2023年には亀山市、津市、松阪市で1件ずつ合計3件、今年

に入って三重郡で1件が分娩の取扱いを停止しました。そして、最近、伊賀市、名張市で1か所ずつの合計2か所が相次いで来年3月までに分娩の取扱いを中止し、婦人科等の外来診療のみを取り扱おうと発表しました。これにより伊賀地域では3か所の分娩取扱医療機関が1か所になってしまうことになります。この2病院は報道によりますますいずれも少子化で分娩取扱い数が減少し、採算が取れなくなったことが原因で、分娩に必要なスタッフが確保できない等によるものではないようです。

本県においては、有床診療所が分娩数全体の60%を担っており、有床診療所は地域の周産期医療を支えるために、昼夜を分かたず頑張っておられます。

しかし、出生数の減少により経営状況が大変厳しくなっている状況に加え、2023年度より始まった医師の働き方改革により、医師の確保や採算性が悪化してきている状況であります。これらが相次ぐ分娩取扱停止につながっていると考えられます。

そして、まだ詳細は示されていませんが、2026年に分娩の保険適用が始まれば、さらに経営が難しくなり、分娩の取扱いを停止するところが相次ぐのではないかと危惧されています。安心して出産できるところが住んでいる場所の近くなりつつある現状は、今後ますます少子化が加速し、地域の崩壊へと突き進む、まさに終わりの始まりであると大変憂慮しています。少子化等により分娩が既に不採算医療となっているのであれば、救急医療と同様、財政的な支援をするなど、その維持に向けて取り組む必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。伊賀市、名張市の2病院から分娩取扱中止の意向が表明されていますが、2病院の分娩取扱継続も含めて、これまでどのように取り組んでこられ、また今後どのように取り組んでいかれるのか、また他の地域も含め県内の分娩取扱維持に今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 本県におきましては、地域の産科医療機関等と、

それから周産期母子医療センターが適切な機能分担、連携体制を構築することで、安全・安心な周産期医療の提供を行っているところでございます。

一方で、議員から御指摘がありましたように、分娩数の減少ですとかハイリスク分娩への対応ですとか医師の高齢化などから、近年、分娩を取り扱う地域の産科である診療所が減少傾向にございます。

先ほど議員からも御指摘がありましたけれども、伊賀・名張地域では現在分娩を取り扱う医療機関が三つありますけれども、名張市内の1診療所では来年1月15日をもって、また伊賀市内の1診療所では来年3月末日をもってそれぞれ分娩の取扱いを停止するという旨の発表があったのを承知しております。

これまで県では、この両市と関係団体、それから大学等とも問題意識を共有しながら様々な可能性を視野に協議を続けてきたところでございます。

現在は、伊賀市、名張市と県の3者で協議する機会を県が設けまして、地域で分娩環境を確保していくための方策について、協議を今も継続しているところでございます。その協議を行って必要な予算措置についても検討を行っていきたいと思っております。

それから、伊賀地域だけでなく、県内のほかの地域も含めて分娩環境の確保に取り組んでいく必要があるのは御指摘のとおりでございますので、これは本県だけでなく国全体の問題でもありますので、国に対して産科医療機関に対する財政支援の拡充について要望を行ったところでございます。

引き続き、国に対して働きかけを行うとともに、地域において安全・安心な分娩ができる体制の整備に向けて、県内の医療機関や市町、関係団体等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

〔29番 森野真治議員登壇〕

○29番（森野真治） しっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、減少の一途をたどっておりまして、もう危険水域に入っているというふうに感じています。ぜひ県民の出産は県でしっかりと守るという思いを持って、財政的な支援もと言っていたいただきましたが、しっかりと取り組んで

いただきたいというふうをお願いさせていただきます。

次に、乳幼児健診費用等の助成についてお伺いいたします。

妊娠すると母子健康手帳とともに、母子保健のしおりが交付されます。伊賀市から頂いた令和5年度母子保健のしおりには、妊婦一般健診14回分、産婦健診2回分、4か月児一般健診、10か月児一般健診の無料受診票がとじられており、早くから無料になっている乳幼児医療費とともに、必要な健康診査が無料で受けられるようになっているのだなあと感じました。

しかし、実際に妊娠・出産をすると、これら以外にも自己負担で受ける健診や検査がいろいろとあります。

市町により違いがあるとは思いますが、うちの子どもの場合、先ほどの母子保健のしおりで最初に使う4か月児健診までの間でも、新生児聴覚スクリーニング検査、これについては6000円の半額の3000円が申請後に伊賀市から補助されましたけれども、自己負担がございました。また、拡大新生児マスキューニング検査である原発性免疫不全症、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症の検査や1か月児健診は全額自己負担でした。

これらはいずれも早期に検査することで、生まれた子どもが健康に育っていくために必要なことであるものの義務ではありませんので、自己負担があることで親の経済状況等により、健診を受けずに早期治療等の機会を逸してしまう危険性があります。

そこでお伺いいたします。いずれも病院等から強く勧められるものであり、全ての子どもたちが健康に育つために他の健診同様に補助をすべきものばかりだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

〔枳屋典子子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（枳屋典子）** それでは、乳幼児健診等についてお答えいたします。

県では、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要なサービスを必要な時に受けることができるよう、市町への情報提供や調整を行っており



まして、4か月児健診や10か月児健診では、全ての市町で無料で受診できる体制が整っております。

また、1か月児健診につきましては、既に22の市町で実施しておりまして、令和7年度以降、新たに複数の市町が実施する予定となっております。

県としては、全ての市町で1か月児健診を無料で受けられる体制が整えられるよう、必要な調整や協議を行ってまいります。

それから、新生児の先天性代謝異常等を発見するためのマススクリーニング検査につきましては、現在、対象の20の疾患の検査を無料で受けられるよう、県が補助を実施しているところでございます。

また、県内の分娩を行うほぼ全ての医療機関で有料で検査が受けられる、先ほど御紹介いただきましたような原発性免疫不全症や脊髄性筋萎縮症など四つの疾患を対象とした拡大マススクリーニング検査につきましても、そのうちの2疾患が国が費用の半分の補助する実証事業を開始しておりまして、県としましてもこの実証事業への参加を検討していきたいというふうに考えております。

耳の聞こえに関する新生児聴覚スクリーニング検査につきましては、検査で難聴の疑いがあると判明した乳幼児がその後の精密検査、診断確定後の療育へ確実につながるよう、県では令和5年度からデータベースシステムを運用しまして、関係機関と連携して支援を行っているところでございます。

今後も安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するとともに、全ての子どもが等しく必要な健診ですとか検査を受けられるよう、保護者の負担の軽減に向けまして、国に公費負担の対象拡大について働きかけてまいります。

〔29番 森野真治議員登壇〕

○29番（森野真治） 全ての子どもたちが負担なしに受けられるようにというところまではいいいんですけれども、国に働きかけていくという御答弁しかいただいただけませんでした。働きかけつつも、ぜひそれまでの間は県のほうでしっかりと補助していく、それぐらいのつもりで県の子どもたちを守っていただ

ければというふうに思います。これ、早い段階で医療介入すれば、より健康に育っていただいて、それからずっと元気になっていただけるという本当に意義のある健診ばかりですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、保育士確保対策についてお伺いいたします。

保育士不足が深刻な状況になってきておりまして、たびたび待機児童などが問題になります。地元の保育園の状況をお聞きしても、保育士の確保に本当に苦勞されています。

さて、第2子以降の出産後に育児休業を取得しますと、家庭での育児が可能になったということで、既に保育園に通っている上の子どもが退園させられる、いわゆる育休退園が待機児童の解消などを目的として一部の地方公共団体の保育園において運用されています。育休退園によって、出産後に退院したばかりの新生児と保育園に行けなくなった上の子どもの両方の育児を自宅でする必要が生じます。それを嫌って次の子どもを持つことをためらってしまう夫婦や、突然、保育園と引き離され生活リズムを崩す子どもがいるなど、子育て家庭を翻弄する問題となっています。

一方、育休退園をさせない場合、保育園に空きがなければ育休明けで仕事に復帰する場合に、復帰の1か月前以降に保育園に入園できる、いわゆる育休明け入園ができませんので、待機児童となってしまう親も復職できなくなります。これを避けるには、育休明け入園を見据えてあらかじめ多めに保育士を配置すればよいのですが、保育士不足で難しい状況にあります。

保育士不足になっている原因の一つに、賃金の低さがあると言われてます。少子化によりあらゆる分野で人材不足が叫ばれている中、保育士の給与が他の職種よりも安ければ、選ぶ人が少なくなるのは当然であると思います。

また、不足する保育士を補うためや保育士の負担を軽減するため、無資格の補助員を配置している園もありますけれども、補助員については補助金の算定に含まれないため、経営を圧迫しています。

それ以外にも昨今、保育園での不祥事等、メディアで多く取り上げられてイメージが悪くなっていることも、保育士を志望する学生の減少につながっ

ていると言われております。

そこでお伺いいたします。必要な子どもたちに保育が行き届くために、さらなる保育士確保対策が必要であると思っておりますが、これまでの取組状況と保育士の処遇の改善や学校での保育士職に対する魅力向上のための出前授業の実施など、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

〔柘屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、保育士の確保対策についてお答えをいたします。

県としましては、保育士の安定的な確保は喫緊の課題であると認識しております。新たに保育士として働く人材の確保、それから既に働いている保育士の離職防止、処遇改善等の取組が重要であるというふうに考えております。

県では、保育士の確保に向けまして、保育士を目指す学生に対する修学資金の貸付事業を実施しておりまして、令和6年度からは貸付メニューに入学準備金を追加するなど拡充をしております。

また、資格を有しながら保育所等に就労していない、いわゆる潜在保育士に対しましては、三重県保育士・保育所支援センターにおきまして、求人情報の提供や就労相談、それから研修の実施など円滑な職場復帰に向けた支援を行っているところでございます。

それから、保育士の離職防止に向けましては、業務の負担軽減を図るために、洗濯や掃除など保育の周辺業務を行う保育支援者の雇用ですとか、保育所等へのICTの導入を支援しているところでございます。

また、令和6年度からは、臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーによる私立保育園等対象としたアウトリーチの相談支援を開始するなど、働きやすい職場環境づくりを進めているところでございます。

さらに、保育士の処遇改善に向けましては、経験年数やキャリアアップに応じて賃金の引上げが可能となるように、私立保育所等に対する加算を行っておりまして、加算要件となるキャリアアップ研修につきましては、より多くの保育士が受講できるように、オンラインで実施しているところでござい

ます。

加えて、保育の魅力を発信することで将来保育士を目指す学生が増えるように、先ほどの三重県保育士・保育所支援センターのホームページ、みえのほいくで県内の保育所等の紹介ですとか、あるいは特色のある取組などを発信しているところでございます。

また、保育施設における中学生の職場体験授業の実施機会が拡大するように、保育の関係団体と連携しまして、中学校に対して働きかけを行っているところでございます。

今後とも、保育所等の現場の意見も伺いながら、保育士確保に向けた取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

〔29番 森野真治議員登壇〕

○29番（森野真治） 様々な取組をしていただいているということはよく分かるんですけども、それにもかかわらず非常に厳しい状況だというふうに私も現場から聞かせていただいて質問に至っております。

公立の場合は税金を投入して維持ということができていると思いますが、私立については経営母体が福祉団体というところも本当に多く、なかなか難しい。そういう部分でやっぱり公的な支援を、しっかりお支えをいただきたいというふうに思いますので、意見を聴きながらというふうに言っていただきましたので、情報収集していただいてそれぞれに合った、ニーズに合ったさらなる支援をぜひしていただいて、保育の現場を守っていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな2番の献血推進についてお伺いをしたいと思います。

日本赤十字社の資料によりますと、輸血用血液製剤や血漿分画製剤の多くは高齢者の医療に使われており、輸血用血液製剤を使用されている方の約85%は50歳以上の方々です。一方で、献血いただいている方の多くは50歳未満の方々であり、この世代の方々が輸血医療を大きく支えています。このため、今後は少子高齢化で血液の需要が増す一方、献血に協力する人が減ることが懸念されています。血液は長期保存することができませんので、医療機

関に安定的に血液を供給するためには、輸血用の血液を十分に確保する必要があります。日本の少子高齢化が今後ますます進んでいくと、将来の安定供給に支障を来すおそれがあるため、今後の安定供給のためにも特に若い世代の献血への理解と協力が不可欠になっています。

(パネルを示す) こちらの資料を御覧ください。年度別、年代別の献血者数の推移を全国ベースで5年ごとにまとめさせていただいたものです。

しかしながら、若年層とされる10代から30代、棒グラフの下の青、オレンジ、グレーまでの範囲ですけれども、この献血者数は見ていただきますように、右肩下がりで減少傾向となっています。

減少傾向となって何が悪いかといいますと、これがその後、増えてこないわけなんですよね。例えば、平成10年度のオレンジの20から29歳というところを見ていただきますと、それが10年後の平成20年度には30から39歳になって、140万人に減ります。こういうふうになかなか増えていかないですね。こういうことがやはり早いうちに献血に経験していただくということが後々の献血者数の確保に大きく関わってくるということでございます。図でもわかりますとおり、一番下ですね、16から19歳の献血者数は減少を続けています。

(パネルを示す) 次のこの資料を御覧ください。日赤では、この背景を高校や大学での学内献血の減少が若年層の献血離れにつながっている可能性がある。1990年代初頭に6割だった実施率は学校方針の変化などで近年は2割まで低下、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時も、学校や企業などの団体献血が相次いで中止された。最初の機会の喪失が献血離れを招いたと見ているということでございます。

そして、(パネルを示す) 次の資料ですけれども、16歳から19歳の都道府県別の献血率を見てもみますと、三重県の16から19歳の献血率は全国的にもほぼ最下位に位置しており、非常に悪い状況となっています。この年代は主に高校生ですので、高等学校における献血の推進状況の他県との違いが、この結果に現れていると考えます。

一方で、私が地元の高等学校で状況をお聞きしましたところ、学校だけに問題があるのかといえそうではなく、日赤三重県支部が献血バスで400ミリリットル献血しか受け付けていないことも原因の一つであると感じました。

(パネルを示す) こちらの資料を御覧ください。現在の献血の採血基準です。見ていただければ分かりますとおり、400ミリリットルの献血ができるのは、男子生徒で高校2年生の17歳到達者と高校3年生、女子生徒で高校3年生の年齢到達者に限られるため、高等学校の一部の生徒に限られてしまうこと、そしてそもそも初回献血での400ミリリットル献血はハードルが高いと考えられることです。200ミリリットル献血が可能であれば、男女問わず高校1年生の年齢到達者以上が献血可能ですし、体重制限も緩和されます。そして、何よりも体への負担が少なく、初めての献血にチャレンジしやすくなると思います。

厚生労働省においても、若年層の献血率の減少について、200ミリリットル献血由来製品の需要動向を踏まえた400ミリリットル献血の推進方策等が要因と考えられる。一方、学校献血時における初回献血の経験は、その後の献血への動機づけとなることから、200ミリリットル献血を含め可能な限り献血を経験していただくことが重要である。今後は事前セミナーにより、献血意識の向上を図った上で、学校献血を実施する等、その後の継続的な献血につながるよう、効果的な働きかけを行うことが重要な取組となるという見解を示しています。

そこでお伺いいたします。現在の本県における若年層の献血推進に対する取組状況や、学校献血における200ミリリットル献血の再開を含めた今後の取組についてのお考えをお伺いいたします。

[松浦元哉医療保健部長登壇]

**○医療保健部長（松浦元哉）** 本県の献血促進のための取組について御答弁申し上げます。

若年層の献血者数が減少傾向、先ほど議員から御指摘のとおりでございますが、今後、高齢化に伴いまして血液を必要とする高齢者の数も増えてまい

りますので、使用量の増加が見込まれているということで、特にその若年層の献血促進を進めていかなあかんという認識は本県も一緒でございまして、県においては献血者数を確保するために、学生献血ボランティアでありますヤングミドナサポーターの募集でありますとか、教育委員会等と連携しまして県内の高等学校に献血セミナーを実施するなど、若年者層の献血への恐怖心や不安感等を解消するための献血に対する正しい知識の普及・啓発に努めながら、若年層の普及・啓発を推進しているところでございます。

そこで、議員から御指摘のあった200ミリリットル献血を学校の献血バスにも導入してはどうかということでございます。全血献血には200ミリリットル献血と400ミリリットル献血がございまして、多くの医療機関では輸血による感染症等のリスク低減のために、200ミリリットルの由来の製剤よりは400ミリリットルの由来の製剤を優先して使用したいという希望があることも事実でございます。そのようなことも踏まえまして、県においては400ミリリットルを中心に献血を進めてきたという経緯がございます。

一方で国におきましては、令和6年度献血推進計画におきまして、医療需給を勘案した上で、初回献血者や献血に不安がある方に対しては献血者の意思を可能な限り尊重した上で、その200ミリリットルか400ミリリットルかといったような採血の区分を決定するものというふうなことがされております。

それから、学生時代に献血を経験することで献血への抵抗感をなくして、その後、社会人になっても献血を実施していただけるのではないかということから、200ミリリットル献血はその採血基準に満たない、先ほど議員がパネルで示された採血基準に満たない高校生等の若年者層が献血を経験することに有用であるというようなことも言われております。

現在のところ、三重県の医療機関における200ミリリットル血液製剤の需要は他県に比べて高くなくて、また、現時点では全体の血液供給量には支障は出ておりませんが、今後、議員も御指摘のあったように、人口減少や高齢化が進む中で、現状のままでは供給が逼迫する事態も想定されることから、若年者層の献血を促進し、将来に向けた献血人口を確保していくとい

うことが必要ですので、200ミリリットル献血を実施いただくことは、若年層の初回献血でそういった献血実施は一つの好機であると考えております。

これまでも三重県赤十字血液センターに200ミリリットル献血バスでの200ミリリットル献血を進めてきたところでございますけれども、そういったことを踏まえまして、より一層積極的に働きかけを行っていきたいと考えております。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、高校生の献血について御答弁させていただきます。

高校生が献血の意義や制度について学ぶことは、生命の大切さを考えるきっかけになりますし、また、社会貢献への意識を醸成する機会にもなりますので、大変重要だというふうに考えています。

県教育委員会では、まず献血ルームや街頭献血を周知するカレンダーを全県立高校に配布して情報提供を行っています。

また、生徒向けの献血セミナーを実施しています。

それから、生徒が自主的に行動する場を設けようという観点から、学校へ献血バスを導入するというも行っておりまして、これは今年度、県立高校11校で実施しています。

取組の成果も出ていまして、本県の高校生の献血者数は10年前の平成26年度は389人だったところ、令和5年度、昨年度は1068人に増加しておりまして、これは献血率で見ても平成26年度は0.7%なのが令和5年度は1.6%ということで、この令和5年度の全国平均であります2.0%に近づいてきています。

先ほど森野議員が200ミリリットル献血について言われていましたけれども、この200ミリリットル献血はこれまでも実は教育委員会も三重県赤十字血液センターに要望してまいりました。先ほど言われましたように、400ミリリットル献血と比べて採血の負担が軽減されますし、献血の年齢基準も下がりますので、高校生が一、二年生の段階から献血に参加できるようになり



ます。ということで、引き続きしっかりと要望してまいりたいというふうに思います。

あと、各県立高校には取組の好事例がございます。例えば、献血の重要性と献血バスの日程を併記したチラシの作成ですとか、生徒が主体となった献血セミナーの実施とか、そういう好事例がありますので、しっかりとこれを各校に紹介して横展開を図ってまいりたいと思います。

今後も県医療保健部と連携しまして、自主的な行動につながりますように普及・啓発に一層取り組んでまいります。

[29番 森野真治議員登壇]

**○29番（森野真治）** それぞれにこれまでも取り組んでいただいていますけれども、これを機に、また強く日本赤十字社のほうに要望いただいて、何とかこの事態を打開するための切り札になると思いますので、200ミリリットル献血をぜひ再開できるようにお願いをいたします。

先ほどの図でも示しましたとおり、献血率が下がっている若年層が相当たまってきていて、今から増やしたとしても効いてくるまで大分時間がかかります。一時期、血液がないという時代が生まれてしまうかもしれません。今から頑張っても。そういうことが少しでも起こりにくいよう、一日も早く改善をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、内陸型地震の被害想定についてお伺いいたします。

本年9月、県では南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しに向けた会議を開き、能登半島地震を踏まえ、対策や課題の検討を進める方針を確認しました。前回、南海トラフ巨大地震の被害想定を公表してから今年で10年が経過したことから、火災、津波、家屋の倒壊、集落孤立の想定される四つの被害のそれぞれについて、能登半島地震を踏まえた対策や課題などを具体的に検討していく方針で、令和6年度、令和7年度の2年間の時間と約2億4000万円の予算をかけて新たな被害想定を策定する予定となっています。

一方、本年6月1日の日本経済新聞では、能登半島地震で起きた内陸型地震の被害想定について、三重県を含む全国22府県が10年以上にわたり更新し

ていないことが分かったと報じています。

(パネルを示す) こちらの資料を御覧ください。政府の地震調査研究推進本部の資料によりますと、県内の主要断層帯の長期評価の概要は、この表のようになっています。10年前の南海トラフ地震についての被害想定策定時には、陸域の活断層を震源とする地震についても背景が黄色になっております。養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)、頓宮断層の三つの断層帯を対象とし、地震による震度分布や液状化、危険度分布、人的被害、物的被害の想定結果を同時に取りまとめられていますが、県内にはほかにも幾つもの活断層があり、三つよりも想定震度が大きいものやランクが高いものがあります。

そこでお伺いたします。県内の主要活断層帯についての被害想定の見直しや策定等について、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いたします。

[楠田泰司防災対策部長登壇]

**○防災対策部長(楠田泰司)** それでは、内陸型地震の被害想定について答弁させていただきます。

今、森野議員から御紹介がありましたように、三重県には経済・社会への影響が大きい内陸型地震の要因となる活断層が九つあります。

その中でも、特に大規模な地震を引き起こすおそれがあり、市街地に近い場所に存在することから甚大な被害をもたらす可能性がある活断層、具体的には三つですけれども、その三つについて平成25年度に海溝型地震である南海トラフ地震と併せて被害想定を策定しています。

その三つといたしますは、先ほど御紹介のありました北勢地域の養老―桑名―四日市断層帯、中勢地域の布引山地東縁断層帯、そして伊賀地域の頓宮断層になります。

このうち、養老―桑名―四日市断層帯による被害が最も大きく、北勢地域を中心に建物の全壊・焼失棟数を約12万棟、死者数を約6000名と想定しております。

これらの被害想定は作成から10年が経過しまして、この間、人口減少や高齢化等の進行により、社会情勢は変化しております。

また、住宅耐震化、そして防災教育等の防災・減災対策も進んでいます。

一方で、能登半島地震では、災害関連死や、あるいは孤立地域の発生といった新たな課題も明らかになっています。

県内の活断層による内陸型地震については、現在の知見では今後30年以内の発生確率は、南海トラフ地震と比べ低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことから、被害想定につきましても社会情勢の変化や明らかになった課題を踏まえて新たに作成し、最善の対策に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

現在、国の内閣府が中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会というのを設置しまして、最新の科学的知見に基づき、内陸型地震の要因となる活断層の調査・分析や地震が発生した場合の震源域、そして揺れの大きさなどを見直すための検討が始まったところです。

こうした国の検討状況についてしっかりと情報収集を行いながら、活断層による内陸型地震についても、新たな被害想定の実現をその時期も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

[29番 森野真治議員登壇]

○29番（森野真治） そうすると、今回は本当に南海トラフだけで、陸地のその三つも含めて見直しは先送りということでございますけれども、能登半島が国の見直しがあったのをしばらく反映していなかったということで、非常に低い見積りのままだったということも言われています。新しい被害想定が出ましたら遅滞なく行っていただきますように、改めてお願いさせていただきます。

最後に、安定型産業廃棄物最終処分場の新規設置についてお伺いいたします。

安定型産業廃棄物最終処分場は、埋立て可能なものが安定型産業廃棄物とされる5品目に限定される代わりに、底に遮水シートや排水処理施設の設置

が不要であることから、万一、有害物質が混入した場合、すぐに土壤汚染、地下水汚染につながるという構造的な問題があります。また、規定により埋立てをする前に一旦地面で広げて、5品目以外のものが付着・混入していないか目視・手作業で確認することになっていますが、目視・手作業であるがゆえに完全に行うことは不可能です。さらに、現在安全であると考えられているものが将来問題が発見されて埋立不可になる可能性もあり得ます。

現在、伊賀市阿波地区で安定型産業廃棄物最終処分場の新規設置に向けた計画があり、住民説明会等が行われています。この計画に対し、令和5年8月9日には、地元地域の住民自治協議会会長及び区長会長から三重県知事に対し、建設反対に関する要請書及び旧大山田村地域の住民4787名中3048名の署名が提出されました。さらに、令和5年10月20日には本議会において伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについての請願が全会一致で採択されています。伊賀市阿波地区を流れる服部川は淀川水系の最上流部に当たり、伊賀市内でも旧大山田村から旧上野市、旧島ヶ原村と最東部から最西部にかけて流れる川ですので、その水は飲料水、農業用水として広く利用されています。このことから地元では、風評被害や地下水・河川水の汚染による実害など様々な理由で設置に反対をしています。

そこでお伺いいたします。伊賀市阿波地区における安定型産業廃棄物最終処分場の設置計画について、現状及び今後の対応についてお伺いいたします。

また、本県内において、これまでに安定型産業廃棄物最終処分場の不適正処理事案が幾つも発生しており、その処理に莫大な県費を投じた上、完全に元に戻ることはありません。本県は安定型産業廃棄物最終処分場の設置リスクや監視・指導の難しさを経験していると思いますが、新たな事案を絶対に発生させないため、今後、安定型産業廃棄物最終処分場が新設された場合の監視・指導についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） 2点、御質問をいただきました。

まず、伊賀市内における安定型産業廃棄物最終処分場の設置計画についての現状ですけれども、本年5月に事業者から三重県廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づきまして事業計画書が提出されております。現在、事業者は地域の皆さんへの説明を行うなど、合意形成を進めているところでございます。

県としましては、地域の皆さんと十分コミュニケーションを取っていただいて、真摯に対応するよう指導しているところでございます。

今後、事業者からの条例に基づく手続の進捗、状況に応じまして、関係機関とも連携をし、慎重に審査をまいります。

次に、安定型産業廃棄物最終処分場に対する監視・指導についてお答えをします。

過去県内には安定型産業廃棄物最終処分場で許可の面積や容量を超えたり、許可品目以外の廃棄物の埋立てにより、不適正な埋立てが行われて支障が生じ、行政代執行により環境修復を行ってきたものがあります。

あわせて、これらの事案に関する過去の行政対応については、その弁護士や有識者による検証も行いまして、その課題を踏まえ職員の人材育成をはじめ様々な再発防止に取り組んでいるところでございます。

今後とも不適正処理事案を二度と発生させないという強い決意を持って臨んでまいります。

[29番 森野真治議員登壇]

○29番（森野真治） 二度と発生させない強い決意を持ってということでございます。構造上、本当に難しいことであることはもちろん御承知の上だというふうに思います。本当であれば条例で上書きして、三重県では安定型は一切許可しないというぐらいのことができればいいんですけれども、法律を超えることはできないということで、現状では条件を整えば許可せざるを得ないというお話も、それは理解はさせていただきますが、その後、運営していく上で絶対に間違いがないということが非常に重要であります。そのもの自体は安定型であっても、表面にいろんなもんが付着しているとか、チェック

というのは本当に限界があるんだろうというふうに思っていて心配をしていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は、いろいろとふだんから気にしていることとか取り組んでいること、また地域課題について御質問させていただきました。それぞれ真摯に御答弁いただいたと思いますけれども、ぜひ前向きに今後も進めていただきまして、よりよい県政に向けて御尽力いただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

---

午後2時20分開議

## 開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。23番 石田成生議員。

〔23番 石田成生議員登壇・拍手〕

○23番（石田成生） 会派、自由民主党の石田成生でございます。1時間、よろしくお願います。

それでは、通告に従ってお尋ねをしてみたいと思います。

まず、カーボンニュートラル（二酸化炭素削減）の進捗についてお尋ねをいたします。私は過去に3度、このテーマについて質問しております。令和3年の3月、12月、そして令和4年の12月の3度にわたって質問しており

ますが、当時を振り返りながらお尋ねしてまいります。

三重県は、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すと言っています。また、令和3年10月には、2030年度の削減目標を2013年度比46%減と国が目標を上げてきたので、三重県も47%削減に目標を上げています。2050年とはいえ決して遠い未来ではなく、今を生きる私たちは責任を持たなければなりません。

当時の部長の答弁では、単年度の進捗管理という視点から、県庁各部局長からなる三重県脱炭素社会推進本部におきまして、まず庁内の組織間で幅広く情報を共有し、関係部署と連携・調整を図ることで、毎年進捗管理を行いながら、全庁的に計画を推進することとしております。また、併せて三重県地球温暖化対策総合計画を着実に進めていくため、三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会を設置いたしまして、県民、事業者、有識者等により毎年度の温室効果ガス排出状況や計画の進捗状況について評価いただくこととしております。特に来年度、当時から見ての来年度に関しましては重点的に取り組む必要がございます。対策の追加・拡充、または見直しについて、この委員会の評価なども踏まえながら、総合計画の改定に生かしていくこととしております。こうした毎年度の評価を生かし、それらを着実に実行することで、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速してまいりますとお答えをいただいております。

三重県脱炭素社会推進本部や三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会での議論を御紹介いただきながら、前回の質問から3年が経過しておりますので、改めてこの削減目標を達成するためのライン上に乗っているのか、目標達成に向けての現在の進捗状況について県の認識をお答えください。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

**○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之）** それでは、計画の目標達成に向けての現在の進捗状況についてお答えをします。

本県における温室効果ガス排出量の最新データは2021年度で、基準年度であります2013年度と比べまして12.9%減少をしております。この数値は、

2030年度に47%削減するという計画の目標達成のラインに、やや届いていない状況になっております。

一方、2013年度以降の削減率の推移を見てみますと、国内外の経済動向などにより増減はあるものの、おおむね減少傾向にはあります。

議員からも御紹介いただきましたが、県民、事業者、有識者等で構成します三重県地球温暖化対策総合計画推進委員会におきましては、委員の皆様から、再生可能エネルギーの導入促進等については継続して進めていく必要がある、また県民の皆さんが地球温暖化対策に取り組んでいただけるように、より一層情報発信等を行っていく必要があると、こういった御意見をいただいております。

今後も毎年度の温室効果ガス排出量や中長期的なトレンドを把握し、取組状況と併せまして評価をいただきながら、目標の達成に向けて着実に取組を進めてまいります。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） ありがとうございます。2021年度の数字が最新で、おおむね減ってきているという評価はできるけれども、そのラインにはちょっと届いていないというお答えだったと思います。

2013年度から2030年度、2050年度まで、目標を線で引くと直線になるわけですが、必ずその線上に乗るとというのは、これ難しいですけれども、できる限りこの線より下でどうやって行くかというのが目指さなきゃいけないところですが、2021年度はちょっと上に行っていた。しっかりやっていかんと、この線より上が続くと、これ厳しくなっていくしますので、しっかりとした対策を取って、毎年毎年進捗状況を確認しながら目標数値を立てて行っていただきたいと思っております。

続いてお尋ねをしておりますが、2021年度の二酸化炭素の排出量は全国で10億6400万トン、三重県では2283万2000トンであります。三重県は排出量としてはちょうど平均ぐらいをいっています。そして、部門別排出量の産業部門を見ると、全国の35.1%に対して、三重県はものづくり県であるという



ことを象徴しているんだと思いますが、57.1%と非常に高い割合を示しています。

ゆえに、産業部門の皆様の御協力は欠かせないと思いますけれども、一方で家庭部門は9.6%という数値が出ています。この家庭部門における二酸化炭素排出量については、まだ一定の削減余地があるのではないかと思います。県民の皆様には協力などお願いしながらということになると思いますけれども、県として排出量の削減をどのように取り組んでいこうとしているのかをお答えください。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、家庭部門におけます排出量削減の取組についてお答えをします。

家庭部門における温室効果ガス排出量は、2021年度で2013年度と比べまして25.4%減少しております。2030年度において家庭部門では67%削減するという目標を持っておりますので、それに向けて順調に推移をしております。

家庭から排出される温室効果ガスの削減取組といたしましては、これまで市町と連携した自家消費型太陽光発電設備や電気自動車等の購入の補助、省エネ家電購入応援キャンペーンなどを実施してきたところであり、引き続き目標達成に向けた取組が必要となっております。

さて、国では、取組の中心を従来の普及啓発型から消費者の行動変容を図る社会実装型へとシフトしておりまして、我慢による脱炭素ではなく、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康で、さらに温室効果ガス削減目標も同時に達成することを目指す脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動。この運動のことをデコ活という愛称と呼んでおりますけれども、それを進めております。

県におきましても、このデコ活の県内での展開とさらなるその定着を図るため、みえデコ活として取組を進めているところでございます。

今年度は国の補助金も活用しまして、県内の工務店、家電や自動車の販売店、金融機関等と連携をしながら、県民の皆さんが実際に体験、相談できる

機会と併せまして、ウェブ上でも疑似体験ができる、そういう機会を提供することにより、省エネ住宅・省エネ家電・次世代自動車など脱炭素につながる製品・サービスの社会実装につなげるための取組を進めているところでございます。

今後も国と歩調を合わせた取組を推進することで、家庭部門におけます温室効果ガス削減目標に向けて取り組んでまいります。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） ありがとうございます。

家庭部門においては2030年度には2013年度比67%減を目指す。かなり大きいし、かなり大きな期待を県民の皆さん方の家庭に求めていくこととなりますので、しっかりやっていかんといかんですけれども、今、デコ活という御紹介がありました。今回、質問を考えていく中で、デコ活という言葉は私も耳にしてきましたが、まだまだちょっとデコ活という単語自体がそれほど浸透しているわけではなかったんですね。何かデコピン活躍みたいなイメージで、本来のデコ活がそれほど分かっていなくて、違う犬の名前のほうが有名になっちゃったりして。この先ほどの局長の答弁でも、我慢による脱炭素ではなくというところは、非常に私はポイントだと思います。我慢していてもたないの、我慢せずにどうかなんですけれども、どうやって削減していただくかなんですけれども、環境省のデコ活の資料に、国民の皆様の行動変容、ライフスタイル転換。みえデコ活は、三重県もやっぱり同じような趣旨、目的で進めるんだと思うんですけれども、この行動変容とかライフスタイル転換は、これ、どうやってやっていくのかなと非常に難しいところだと思います。国民や県民の一人ひとりの価値観に関わる場所なので、今の価値観の延長線上ではなかなか難しいんじゃないかなと思うので、いろんな角度からデコ活を達成できるように進めていくのに、恐らく部局をまたいであらゆるオール三重で取組が必要なんだなと思って聞かせていただきましたので、ぜひそういう感覚でよろしくお願ひしたいと思います。

続けて、お尋ねをしてまいります。

御答弁の中にもありましたが、二酸化炭素排出量の削減に当たっては、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用は欠かせないものとなっています。一方、近年、私たちの住む地域でも多くの太陽光発電パネルが設置されるなどしており、中には山を切り開いて大規模な太陽光発電パネルが設置されるものもあります。こうした開発が進んでいく中、太陽光発電パネル設置による二酸化炭素削減効果と森林等を伐採することによる二酸化炭素吸収効果の減少の差引きがどのようになっているのか気になって少し調べてみました。単純な比較は難しいのですが、様々な資料から推計すると1ヘクタールの、単位面積当たりで比較せんとはいけませんので、1ヘクタールの森林は二酸化炭素を年間約13トン吸収するようになっていまして、同様のこの1ヘクタールの土地に太陽光発電設備を設置すると、年640トンの二酸化炭素の排出量が削減されると言われています。森林のままだったら13トン吸収、1ヘクタールでですね。それを太陽光発電パネルで発電すると、これはどうやって比較かという、化石燃料を燃やして発電した場合とという比較なんだと思いますが、13トン対640トンと太陽光発電パネルを設置したほうがこれだけの二酸化炭素削減効果が出るという意味でございます。効果的とはいえ、森林の大規模な開発では大事な吸収源がなくなることに加えて、自然環境や生態系、景観が損なわれるなどの課題があり、設置する適地は減ってきていると感じています。

そこでお伺いをいたします。こうした現状を踏まえ、地球温暖化対策を推進する観点から、太陽光発電設備の設置についてどのように進めていくのかをお答えください。

**○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之）** 地球温暖化対策を推進する観点からの太陽光発電設備の設置についてお答えします。

環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーの確保のため、三重県の地域特性を生かしまして、地域の暮らしや景観に配慮し、共生が図られることを前提として、太陽光発電等の再生エネルギーの導入を進めているところでございます。

ただ一方、議員からも御指摘がありました大規模な太陽光発電設備等の設置につきましては、自然環境や騒音、景観等の生活環境への影響、また土砂災害等の発生の懸念などによりまして、新たな設置のための適地が少なくなっているのも事実でございます。

このため、三重県地球温暖化対策総合計画におきましては、新たな開発を伴わずに設置を進められる、例えば工場・事業所、また住宅の屋根などを活用しました自家消費型太陽光発電設備の導入を進めております。

なお、現在実施しております太陽光発電設備等への補助事業におきましても、屋根などへの設置を条件としておるところでございます。

引き続き、地域との共生が図られることを前提に、太陽光発電の導入を促進してまいりたいと思います。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） ありがとうございます。

やっぱり幾ら削減効果が比べて高いとはいえ、山を切って自然を壊してとこのを見ているのは非常に忍びなくて、動物もそれによって出てきてんのかなと思ったら、どうもちょっと理由はそのものではないようですけれども、生態系等々にとってもあんまりよくないのかなと思って見ておりました。屋根にとか工場にとかということで補助金をつけて政策誘導していくのは非常にいいことだと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

ほかに森林の開発に当たっては、0.5ヘクタールを超えた場合、下流の状況によっては調整池の設置が義務づけられております。裏を返せば、0.5ヘクタール以下の場合、保水力が低下している太陽光発電所からの雨水が河川に一気に流れ込んで、河川的能力を超える心配はないのかなといった課題もあると思っています。

また、太陽光に加えて、三重県は風の状況が非常によい土地も多いので、陸上風力発電については全国7位の導入量と聞いています。太陽光と同じく風力発電施設について自然環境等の調和が必要になると考えています。

日々、私たちは産業部門や家庭部門などで二酸化炭素を排出しております。

家庭部門は生活そのものでありますけれども、産業部門も生活のための産業でありますので、今を生きる私たちの生活のために二酸化炭素は出され続けています。今、私たちが生きるために出され続けているわけです。この排出量を削減する理由は、地球環境の許容を超えているからで、プラネタリーバウンダリーと呼んだりするようですけれども、地球環境の許容を超える二酸化炭素を排出し続けると、この地球上で私たちの子孫が生きていくことができないから削減をしていこうということです。今を生きる私たちの存続、この今を生きる私たちの個体の存続と、未来の命、種の存続を両立させるために削減をし続けなければならないと思います。

なぜたびたび私が一般質問で取り上げているかということ、それだけ大きなことであり、それだけ大切なことであると思うからです。引き続き、真剣な取組をよろしく願いをいたします。

種の存続と申し上げましたが、種の存続には恋愛力議論を避けて通れないんですけれども、本日は通告しておりませんので次の一般質問でまた議論を深めたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、食料安定供給に向けた県民への働きかけについてお尋ねをいたします。

食料は私たちが生きていく上で欠かせないものでありますが、世界的な人口増加、現在の世界の人口は約82億人ですが、人口増加等による食料需要の増大、気候変動による生産量の減少など、食料をめぐる情勢は大きく変化しており、その安定供給が大きな課題となっています。

食料の安定供給において最も大切なものは、食料をつくり出す人、第1次産業の担い手であります。担い手が農地を耕し、海で漁を行う、家畜を育てることで私たちは食事ができています。担い手が持続的に農業や漁業、畜産業を行っていくためには、労力に見合った所得を得る必要があります。そのためには、農産物や水産物が適切な価格で販売される必要があります。食品流通の価格決定においては大手スーパーなどの立場が強く、第1次産業者などの立場は弱いということをよく耳にします。様々な物価が高騰する中、第

1次産業者に負担がかかるような状態では、食料の安定供給がどこかで崩れてしまいます。

このような中、国では令和5年8月から適正な価格形成に関する協議会を開催しています。生産、卸売、小売、消費者などの関係団体や学識経験者により、原材料価格の高騰など事業環境が急激に変化する中、合理的な価格形成を通じて持続的な食料供給の仕組みをつくるための協議が進められています。国では協議内容を参考にしつつ、令和7年中の法制化を目指しているとのこと。私はこの取組に大変注目をしています。コストを考慮した適切な価格形成の仕組みができれば、第1次産業者の所得確保が図られ担い手不足の解決にもつながると考えます。引き続き、国においてしっかりと進めていただきたいと思います。

こうした国の取組と並行して県が取り組むべきことは、生産振興や担い手確保はもちろんですが、その中でも今回、私は特に取り上げたいのは消費者である県民への働きかけであります。県民が私たちの命を支える一番身近な食料として県産食材を買って食べて、第1次産業を応援していただけるよう働きかけることが重要だと考えています。そのためには、県民が買いたいと思ったときに、県産食材を手に入れやすいよう取扱店舗を増やすとともに、地域の食材や農林水産業への理解醸成に取り組む必要があります。

県では、地産地消運動を進めています。地域で生産された農林水産物等を地域で消費することを促す取組であり、今後も県民が県産食材にアクセスできるようにするためには、この取組を継続することが極めて重要だと考えています。

そこで農林水産部長にお聞きしますが、県民の県産食材の消費拡大や農林水産業への理解醸成に向けた地産地消運動にどのように取り組むのかをお答えください。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 地産地消運動の取組状況について御答弁を申し上げます。

県では、県民の皆さんが地元の食材に親しみ、農林水産業への理解を深めていただくことを目的に、地産地消運動を推進しておりまして、県産品を取り扱う店舗の拡大など、県産食材の消費拡大に向けた取組を行っております。

この店舗の拡大ということにつきましては、県内の量販店ですとか飲食店などに対しまして、みえ地物一番の日キャンペーンへの参加に向けた働きかけを行っております。

具体的には、新たな店舗の開設に当たりまして、県内の量販店と地元のJA、生産者などのマッチングを行うことによりまして、地場製品のコーナーが設けられるなど、県産品の取扱いの増加に取り組んでまいりました。

その結果、このキャンペーンに参加される店舗は年々増加しておりまして、令和5年度末時点で約1500店舗となっております。

また、この県産食材の消費拡大を通じまして、地産地消への理解を促進していくために、例えば学校給食ですとか県内企業の社員食堂における県産食材の活用や県産米アンバサダーによる県産米の提供ですとかPR、また伊勢茶を使った料理、スイーツが味わえるキャンペーンなど、様々な主体と連携した取組を進めております。

加えまして、SNSなどを活用し、生産者の顔や生産に至るストーリーを紹介するなど、地元の食材に触れ親しみ食するということが地域農業の継続、また将来にわたる食の供給につながるということを広く発信しております。

今後も多様な関係者と連携しながら、地産地消をより一層推進し、県民の皆さんの県産食材の消費、それから農林水産業への理解醸成につなげてまいります。

〔23番 石田成生議員登壇〕

**○23番（石田成生）** ありがとうございます。お答えをいただきました。県産品を県民の目に、いかに目につきやすいかという取組を県内事業者とともに取り組んでいただいているというお答えをいただきました。

先ほど紹介しました国の合理的な価格形成の法制化、来年中なのでまだまだ見えてこないと思いますけれども、またその趣旨にも県もぜひ呼応してい

ただきまして、第1次産業従事者がきちっと所得を確保できて、それに消費者である県民が理解して、持続可能な状態をつくっていただくことをお願いしたいと思います。

県産食材や農林水産業に対する県民の理解を醸成するため、メッセージを工夫して発信をしていただいておりますということなので、ぜひしっかりと取り組んでほしいと思います。

様々な物価が高騰する中、第1次産業への影響を緩和する支援がこれまで行われてきましたけれども、国からの交付金などを当てにする、いわゆる税金を当てにするのはこれはもう限界がありますので、第1次産業を持続可能にするには価格転嫁は避けて通れないものだと私は思っています。

県民が様々な物価高に直面していることは十分承知しておりますが、このまま放置すれば、いずれ第1次産業の担い手がなくなるんじゃないかなと心配をしております。理解を得るのはかなり困難なことだと思いますが、東京一極集中の是正や地方創生、少子化問題解決も改善に向かうはずですので、国が議論されている適正な価格形成に関する情報を注視していただいて、価格転嫁に対する県民の方への理解醸成に向けて取り組んでほしいと思います。

この理解醸成とは何かなって考えたときに、作ってくれてありがとう、食べてくれてありがとうと互いに感謝することだと思いますので、引き続き取組をよろしくお願ひします。

続いて、国道477号バイパス東側延伸についてお尋ねをいたします。

まずは、新聞記事からの引用ですが、「四日市港、臨港道路に複数案。第2回検討会」という見出しで、11月の初めの頃の記事です。「中部地方整備局四日市港湾事務所と四日市港管理組合は6日、三重県四日市市内の会場とオンラインで第2回『四日市港臨港道路幹線に関する検討会』を開いた。臨港道路霞4号線の南側延伸ルートについて、複数の案を示し意見交換した。臨港道路の南側延伸は、霞ヶ浦地区―石原・塩浜地区のアクセス向上が目的。周辺の渋滞に左右されず貨物輸送の定時性・即時性の確保を図る狙いがある。今年2月に検討会を設立し、臨海部に立地する化学、エネルギー関連の企業



と行政が参加して議論している。事務局が示したのは、海上ルート、霞4号幹線を起点に水際線に沿って各地区を結ぶルート、同起点に各地区の内陸側を通るルート、同起点に四日市地区で現道を利用するルートの4案。検討会では、各ルートの課題やメリットについて話し合った。今後、地元自治会や検討会以外の企業とも意見交換し、より実現性の高いルートを探るといふ。四日市港管理組合は今年3月、おおむね30年先を見据えた長期構想を策定し、施策の一つに臨港交通体系の充実、強化を掲げている。南北軸のアクセス道路は港湾計画で将来構想の道路となっているが、次期港湾計画改定で、新たな臨港道路計画を位置付ける考えた。同組合では、まずは2025年中の港湾計画改定を目指し作業を進めている」と報道されています。

四日市市内や北勢地域とその周辺の地域との道路交通をスムーズに流すために、遠い将来だと思っていた計画が進みつつあるのだなと感じます。この臨港道路霞4号線の南側延伸ルートの機能を十分に生かすためにも、国道477号バイパスの東側延伸は欠かすことができません。

そして、今年度中にも北勢バイパスが国道477号バイパスまで一部供用されることもあり、この北勢バイパスと国道1号、国道23号を連絡する国道477号バイパスの東側延伸の早期着手が望まれます。今後、国道477号バイパスの東側延伸計画がどのように進められていくのか、詳しくお答えをください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、国道477号バイパス東側延伸についてお答えいたします。

まず、国道477号を含む北勢地域の道路ネットワークについてであります。議員から御指摘のとおり、今年度中に国道1号北勢バイパスの市道日永八郷線から国道477号バイパスまでが開通いたします。あわせて、北部のほうでございますけれども、東海環状自動車道のいなべインターチェンジから大安インターチェンジの開通も予定されております。今後についてであります。東海環状自動車道では令和8年度の全線開通に向けての工事が進めら

れているところでありますし、北勢バイパスにおいては国道477号バイパスから南側、延伸のほうですね、こちらの用地取得に向けて都市計画変更の手続を実施しているところであります。

また、計画中の事業としては、これも議員から御指摘がありました、四日市港臨港道路幹線に関する検討会におきまして、臨港道路の南側延伸計画の案が4案提示されておりますが、渋滞が激しい北勢地域において南北の道路ネットワークの充実向けての取組が進められているところであります。

御質問の国道477号バイパスについてであります、これについては四日市港と四日市中心市街地と四日市インターチェンジ及び菰野インターチェンジを東西に連絡する約20キロメートルの四日市インターアクセス道路の一部となっております。現在、菰野インターチェンジから久保田橋北詰の区間までが供用しております、四日市中心市街地までは至っておりません。東西方向の交通機能には依然として課題が残っております。

四日市インターアクセス道路の東側延伸につきましては、現在事業中の道路整備や四日市バスタ等の駅周辺整備による交通状況の変化を踏まえた上で、臨港道路の南側延伸計画を含めた四日市の将来道路網のあるべき姿について検討しているところであります。

四日市インターアクセス道路の東側延伸は、中心市街地での道路事業となりますし、国道1号、国道23号、臨港道路といった幹線道路との接続、そして近鉄、JRなどの交差も予想されます。そのため、周辺住民の方々の生活環境に大きく影響が出てくること、また巨額な事業費が必要になることから、県民の皆様や関係機関の御理解・御協力が不可欠であるというふうに考えております。

よって、様々な方の御意見を伺いながら慎重かつ丁寧に進める必要がありますが、この地域の渋滞による社会損失というのは非常に大きいものがありますので、地元からの強い要望もありますし、そういったことも踏まえながら、できる限り早期に検討していきたいというふうに考えております。

[23番 石田成生議員登壇]

○23番（石田成生） 事情は当然よく分かっていただいて御答弁をいただいたと思いますが、できるだけ早期にということですが、できるだけ早期にいつなのというのは、これは皆さん気になるところです。

恐らくいつということは申し上げられませんということなんでしょうが、四日市建設事務所がその調査の業務委託をされている件がございますね。来年10月までの期間で。これ、来年10月を迎えると、この調査検討の結果が報告をされると、ある程度何かが見えてくるのでしょうか。それを少し教えていただけませんか。

○県土整備部長（若尾将徳） 議員から御指摘のとおり、今、四日市建設事務所では検討業務というのは進めているところであります。それについては、地域の課題とか沿線の課題、そういったものを検討したり、あと費用対効果とかそういうところも検討しているところであります。

先ほど答弁したとおり、この道路って非常に市街地を通りますし、国道1号、国道23号交差とか非常に整備するに当たっては大きな課題がたくさんあるところでございますので、そういった課題がちょっとこの1年の検討でどこまで解決できるかというのがありますので、この今回の調査を踏まえて、次、どうしていくかというのはまた考えていきたいというふうに思っております。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） その業務委託の答えが来るのがちょうど1年後ぐらいなので、それを踏まえてまた、どんな答えが返ってくるか分からないということですので、一定ちょっと楽しみにしながらそのときを待ちたいと思います。

四日市市内の国道1号、国道23号の大幹線をはじめ、県道や市道までの各地で渋滞が起きているわけです。

国土交通省の2021年度の全国道路・街路交通情勢調査によると、道路の混雑度というのは想定する交通量を1とした場合、1より多ければ混雑ということなんですが、四日市市内の国道1号で最大2.07、国道23号で1.16と出ています。

渋滞緩和に期待されるのが北勢バイパスの早期全線開通です。先ほども申し上げましたが、本年度中に四日市市の曾井町の国道477号バイパスまでつながります。そうしたときの人の流れや四日市港千歳地区からの物流がどうなるのかを想定して、各機関との協議の上なのでしょうが、市民・県民の期待度が非常に高い国道477号バイパスの、それほど多くの選択肢があるわけではない東側延伸ルートを早期に決定して、計画を進めていただきたいと思います。

道路整備には時間もお金もかかりますが、着々と進めていただくようお願いを申し上げます。

それでは、最後の大きな項目の不登校児童生徒の増加をどう見る？、という質問をさせていただきます。

まず一つ目として、共通する不登校の要因をふまえて。先日、本県の令和5年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果、（資料を示す）こういう資料ですけれども、これをいただきました。この中から今回は特に不登校対策についてお尋ねをいたします。

不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいは登校したくともできない状況にある者（ただし、『病気』や『経済的理由』による者を除く）」と定義づけられています。

令和5年度における本県の不登校児童生徒数は、公立の小・中学校において4568人に上り、令和4年度との比較では723人の増加、割合にして18.8%の増、不登校が現在の定義となった平成10年度以降で最多となっています。また、高校においても同様に増加傾向で、調査が開始された平成16年度以降、最多となっているとのことです。

不登校の要因は、複雑化・多様化しており様々ではありますが、一つの要因として平成28年に成立した、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律に基づく指針にあるように、不登校というだけで問題行動であると受け取らないように配慮すること、支援に際しては登校と

いう結果を目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的自立することを目指すことなどといった考え方が社会に浸透してきた結果であるとも聞いています。

私は、いわゆる教育機会確保法の理念を否定するものではありませんが、一方では不登校の児童生徒がこのまま増加していくことが望ましいことであるとはとても思えません。学校が学びの場として完全なものではないにしても、多くの児童生徒にとっては、学校が様々な経験を通じた社会的自立を目指すための学びを得られる場として、極めて有意義なものであることは疑いのないものと考えています。

さて、不登校の児童生徒は何らかの原因があって学校に行けなくなっているわけですが、調査の中で要因として把握されたものは、小学校、中学校、全日制高校、定時制高校ともに、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつ」の相談があった、この三つが14ある要因のうち共通して上位を占めております。共通する要因があるからには、このことを踏まえて対策がなされるべきであると考えますが、本調査結果をどのように分析して対策を考えておられるのかを教えてください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、不登校の原因についてどう分析して対策を講じているかについて答弁させていただきます。

不登校の原因については、今年度公表された児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査から調査項目や回答方式が変更されました。これまでは教員の主観による択一式の回答でしたが、今回からは教員が不登校児童生徒について把握した事実に基づいて複数回答で答える方式になっています。

今回の不登校の原因として多かったのは、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつ」の相談があったの三つなんですけれども、その相談内容というのは概して複数の要因が絡み合った複雑なもので、不登校児童生徒の状

況も一人ひとり異なっているというのが実情でございます。

ですので、不登校児童生徒の支援は、こうした個々の状況に寄り添う形で進めておく必要があるというふうに我々は考えています。

個々の状況に寄り添った支援を進めるためには、専門人材を活用したチーム支援が重要ですので、県教育委員会ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員の配置時間の拡充を図っています。

現在、スクールカウンセラーは県内の全150中学校区、県立高等学校全56校、県立特別支援学校全18校に配置しています。スクールソーシャルワーカーは、各市町に年間の支援時間を配当しておりまして、拠点となる中学校区を中心に支援を行っています。そして、県立高等学校には24校、県立特別支援学校には3校に配置しています。

各学校では、心に関する相談に対しては、まず担任や養護教諭が不安や悩みを聴き取りまして、学校全体で情報共有をします。そして、必要に応じて担任等による家庭訪問やスクールカウンセラーの活用を図るという対応を取っています。

それから、生活リズムの不調というのがありますけれども、これに対しては生活習慣チェックシートを活用するなど、家庭と連携して良好な生活習慣の定着を目指した取組を進めています。

今後とも誰一人取り残さない学びの保障に向けまして、一人ひとりの状況に応じた支援を適切に進めてまいりたいと考えています。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） ありがとうございます。

共通した項目の、何というんですかね、原因であるというよりも、これは相談があったという表現なので、何かそのものずばりが原因と捉えにくいところがあって、今おっしゃられるのは、確かに上位三つが共通しているけれども、さらにその先、それをヒントとしながらカウンセリングとかソーシャルワーカーの方がさらに解き明かしていくみたいなの、そんなイメージのお答えに聞こえました。そのようなことですよ。それで、対策をまた取って

考えていくと。

確かにかなり複雑な心理状態で不登校になっているんだと思いますので、ぜひ調査結果も踏まえながら効果的な対策を考えていていただきたいと思っています。

続いて、お尋ねをしてみたいです。

この調査結果の冊子6ページには、不登校への今後の対応方針として7点記載がされております。その七つというのは、魅力ある学校づくり、二つ目に校内教育センターの設置促進、三つ目にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、四つ目に県立みえ四葉ヶ咲中学校の設置、五つ目にフリースクール利用に補助、六つ目に保護者相談会の実施、七つ目にレジリエンス教育の推進とあります。

七つございますが、私が重要と考える2点の対策についてお尋ねをいたします。

まず1点目、子どもたちに学校に戻ってきてもらうためには魅力ある学校づくり、これが重要であるということは言うまでもありません。もしこれができるのであれば、ほかには何もしなくてもよいのではないかと思っているぐらいですけれども、それだけ重要だと思っています。「児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり協力したりできる」ことが魅力ある学校とされていますが、不登校の児童生徒にとってこれができていないから不登校になってしまったのならば、不登校の子どもたちが戻ってきたいと思える魅力ある学校はどうやってつくっていくのか、魅力ある学校の定義は書いてありますけれども、どうやってその学校を魅力ある学校にしていくのかというのを教えてください。

もう一つ、レジリエンス教育の推進についてですけれども、レジリエンス教育とは逆境に負けない力や困難に立ち向かう精神的回復力を育てることを目指しています。経験や知識を積み重ねることで、誰もが持つべき回復する力です。楽観性を持つ人や過去の挫折から立ち直った経験を持つ人が心が折れにくいという研究結果もあります。不登校対策として極めて重要と考えま

すが、具体的にはどのように推進していくのかを教えてください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、魅力ある学校づくり、そしてレジリエンス教育について答弁させていただきます。

学校は、多くの人たちとの関わり合いの中で様々な体験や経験を積み重ねて、実社会で役立つ生きる力を養う場でありまして、特に義務教育段階の学校は自律的に生きる基礎を養う場としての役割が大きいと考えています。

ですので、先ほど議員もおっしゃられましたように、不登校によって子どもたちが学校という学びにアクセスできなくなることは、大きな課題であると私どもも捉えています。そして、県教育委員会では、全ての子どもたちが安心して過ごすことができる魅力ある学校づくりを進めるため、様々な取組をこれは総合的に行っています。

その代表的な取組を申し上げます。本年度から進めています子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業というのがあります。これはモデル校8校。これは小学校3校、中学校3校、県立学校2校なんですけれども、この8校を指定しまして、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを得られる授業に向けた改善ですとか、子どもたちがありのままの自分を認めてもらえると感じる学校づくりについて、これは教員を対象に研修を行う取組でございまして、こうしたことを通じて子どもたちの自己肯定感の涵養につなげていこうとしているものです。

今後、この取組を広域に展開するという方針を持っておりまして、こうした取組も通じて子どもたちの自己肯定感の涵養に向けた取組をさらに加速化していきたいと考えています。これは代表的なものとして申し上げます。

それから、レジリエンス教育ですけれども、令和3年度から逆境に負けない力や精神的回復力を育てるためのレジリエンス教育を実践しています。

これは物事の見方を変えること、ネガティブな感情から脱出する方法を考えること、自分の周りのサポートについて考えること、褒められたり褒めたりする体験などを行うこと等を通じまして、逆境やストレスを乗り越えるレ



レジリエンス、これは心の回復力ですけれども、これを高めてこれも自己肯定感の向上につなげていこうという教育活動です。

これまで37校が実践しておりまして、自己肯定感が低かった子どもたちがこの取組後に高まるといった効果が見られています。

現在、レジリエンス教育に継続的に取り組んでいくことができるように、より発展的な内容の教材開発を進めているところでありまして、今後、発達段階に応じて取り組むことができるよう充実させていく方針です。

今後も、学校が全ての児童生徒にとって安心して学ぶことができ、自己肯定感を育むことができる場所となるよう、一層取組を推進してまいります。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） ありがとうございます。

自己肯定感というお言葉を出していただきながら、魅力ある学校づくりやレジリエンス、挫折してももう1回立ち直ってくる精神や心をつくるということですが、そうやってやっているというのはそれでいいんですが、それを誰がしていくかと言うと教員がしていくので、教員にそもそもその力があるかどうかというのが一番これポイントになってくるかと思うので、そういう経験のない教員とそういう経験を持っている教員ってちょっと仕分けができるかどうか、しにくいかわかりませんが、やっぱり子どもに向けてそういう教育をしようと思ったら、それが分かっている教員でないといけないのかなと思いますので、注文を一つ、そこをつけておきたいと思います。

質問を続けます。最後に、“バーチャル”ではなくて“リアル”なつながりというテーマでお尋ねしたいと思いますけれども、先ほど紹介しました七つの対応の中にも、不登校の児童生徒の居場所、学びの場をつくらうとする施策もありますけれども、私は子どもたちの居場所、学びの場はリアルな場であるべきと思っています。

人は他者とのつながりの中で自己を定義し、肯定することでしか生きていけないと思っています。近年、スマホやタブレットが普及し、他者とリアル

ではなくバーチャルなつながり。これ、実はバーチャルは誰にもつながっていないんですね。ところが、バーチャルな世界に依存し満足している子どもが多い。実は大人もそうじゃないかなと思っているんですけども、そういうことに大変懸念を示しておるところでございます。教育委員会の不登校対策の中にも、オンラインを活用した居場所づくりの事業があると聞いていますが、やはりリアルなつながりを重視すべきではないでしょうか。この点について教育長の御見解をお伺いします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、オンラインの居場所づくり等に関して答弁させていただきます。

不登校児童生徒の最大の課題の一つというのは、その社会とのつながりが途絶えてしまうリスクをはらんでいるということです。このため、まずは社会とつながるきっかけが必要であると考えています。

子どもが実施しているオンラインの居場所は、自らの興味・関心の幅を広げて、他者や社会とつながるきっかけになればという思いで進めている取組です。

児童生徒はオンラインの居場所の中で、社会見学や創作活動などの企画に参加しまして、チャットとか、それから感情を表現するエモーション機能というのがあるんですけども、それを活用してコミュニケーションを取ります。自分の作品を参加者に披露し褒められたり認められたりすることを通じて、やはり自己肯定感が高まる様子が見受けられますし、また、広島県とか愛媛県等と連携したプログラムもやっているんですけども、そしてこの他県の子どもたちと交流する様子もこの中では見られます。

オンラインの居場所において、子どもたちが他者とのコミュニケーションや自己を表現する体験を重ねていくことで、段階的に徐々にリアルな体験の機会に参加できるように取組を進めてまいりたいと、そのように考えています。

〔23番 石田成生議員登壇〕

○23番（石田成生） オンラインでつながる、またはバーチャルな世界とつながっていて、それでその登校できないとかひきこもっている児童生徒、それでよしとはしていないということですね。それがきっかけでリアルな人、人間関係がつかれるように、あくまでも目指すところはリアルな人との関わりであるということ、そういう御答弁いただいたと。ありがとうございます。それでいいかと思えます。

やっぱりいきなりこのリアルな人間関係を求めても、それが無理だから不登校になってしまっているということを見ると、やっぱり段階的にオンラインであっても、また相手がどこにもないそのバーチャルな世界であっても、そこをステップに本来の人とのつながりができていくように、その閉じこもっているところから出してあげると、そういう目的でやっていただいとると。一つの段階であるという理解をさせていただきます。

非常にづらい時間を過ごしておられると思いますので、社会みんなで理解をして、恐らくその登校できないお子さんもそうですが、御家族の方も非常にづらい時間を過ごしておみえになるとと思いますので、しっかりとした対応をお願いさせていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

中川正美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。28番 小島智子議員。

〔28番 小島智子議員登壇・拍手〕

○28番（小島智子） お疲れのところ10分、お付き合いいただきたいと思います。新政みえ、小島智子です。中川正美議員の医療的ケア児への通学支援について、関連質問させていただきます。

この医療的ケア児のことがこの議場で話題になっている。隔世の感があるなと思います。実は2015年、この場において子どもたちへの通学支援をすべきだと一般質問させていただきました。そのときは、もちろんまだ法律は

できていません。なので、環境も整っていなかったですし、なかなか進まなかったです。

そこからのいろんな方には大変申し訳なかったけれども、令和3年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律ができて、こういう事業が昨年度から三重県の中で動き出し、今年度は2785万円の予算を計上して行われていること、本当にうれしく思います。できたならば、先ほど力強い御答弁、教育長からいただきましたけれども、週1回の支援では足りないので拡充したいというふうにおっしゃっていただきました。予算も必要なことですので、ぜひこれはお願いをしておきたいと思います。誰一人取り残さない、それをどういう形で示すかということ、一つの形であろうというふうに思います。

一つ目ですけれども、通学所用時間を視野に入れた特別支援学校における児童生徒の受け入れについてというふうにさせていただきました。ある御家庭にお伺いをしました。今度、小学校1年生に2番目のお子さんが上がられますが、その方が北勢きらら学園に入学されるということでした。その下にもお子さんがいらっしゃる。働いていらっしゃる。桑名市から北勢きらら学園までは十七、八キロメートルあります。朝送っていくとかなりの時間がかかります。どこに住んでいるかって大きいんですよと言われたときに、私はあまり今までその距離感というのを視野に入れていなかったもので、ああ、そうか、5分で送っていけるところにお住まいの方と朝だったら四、五十分かかるところにお住まいの方ではかなり違うなど。何を持って公平と言い、平等というのかという考え方、いろいろあるかと思いますがけれども、その辺りを少し視野に入れて、例えば週1回とはいえどこかでもう1回可能だったりしたときに、そこに少しインセンティブを持たせてその方たちの回数を増やすとか、そういう辺りの考え方というのはできないのかというふうに思ったわけです。

先ほど人数をお聞きしたときに、非常に少ない人数ですよ。学校が大変なのも分かるし、受入体制を整えなければ命に関わるということも十分分

かった上で、それでもある程度個別対応ができるのであれば、そういう対応というのも、今すぐとは言いませんけれども、充実をさせていく中で視野に入れていただきたいなというふうに思うわけです。その辺りについての教育長のお考えをまずお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○教育長（福永和伸） 大変答えにくい答弁なんですけれども、ちょっと中途半端になるかもしれませんが。

まず、おっしゃられている意味はよく分かります。ですので、今の例えば予算内の中で、そういう対応が一定できるかどうか当然検討したいと思いますし、ただ1人に偏ったりしてしまうと全体のバランスを欠きますので、そこはよく見ながらできる範囲でやっていかなければと思うんですけれども、やっぱり一番いい方策は通学支援事業の拡充をしていくことがいいのかなと思っています。

私どもが懸念しているのは、例えば早めに預かったりするようなことをすると、この早めに預かってほしいと言われる方は一定数おられますので、そういう方々が我も我もとなってきたときに、大きな負担になってくことも考えられますし、教員不足の対応の中で働き方改革を議論する中では、学校がやるべき業務とそうじゃない業務を仕切っているところもありまして、早めに預かるというのは我々の中では学校の業務ではないという形で、これまでもPTAなんかではお話もさせていただいていましたので、できたら予算の範囲内で解決できたらいいし、ほかにもひよっとしたら教員の負担を伴わない方法で解決できるかもしれませんので、その辺りはしっかりと検討をしてみたいというふうに思います。

〔28番 小島智子議員登壇〕

○28番（小島智子） ありがとうございます。

これ、通学支援ですので教育委員会に向けて言っていますけれども、この医療的ケア児支援法っていういろんなところに実は関わります。今回、法律ができた立法の目的の今までなかった大きな考え方の一つは離職防止ですよ。働

く方々をどうやって守るかということも、この支援法の趣旨でありますので、例えば雇用経済部であったり、もちろん子ども・福祉部であったり、その辺り、みんなしてどうやったらその親御さんの就労をしっかりと守り継続させるかということをお全体で考えをいただきたいというふうに思います。

2点目です。それぞれの状況に応じたさらなる教育と福祉の連携推進。本来は子ども・福祉部に聞くべきなのかもしれませんが、所管ですので医療保健子ども福祉病院常任委員会でやり取りをしたいです。

ここもある方のところにお邪魔をしたときに、例えば桑名市、1か月に7回レスパイトを使うことができる。夕方から預かってもらって、夜を挟んで朝、学校まで送っていってもらう。そのことをすると7回のうち2回を使うことになるんだそうです。そうすると、週に1回ずつもう1回送ってほしいな、それを使いたいと思ったときにどうされるんですかと聞いたら、7回を上回る分は実費負担ですというふうにおっしゃいました。

本当に学びをこの医療的ケア児支援法の趣旨を全県で受け止めて保障していくのであれば、これ市町事業でやっていらっしゃるわけですが、そこに何らかの支援ができないだろうかということを考えていくのも一つだろうというふうに思うんですね。教育長にこれをお聞きすべきではないとは思いますが、子どもの学びを保障するという観点から、そういうこの、特に県の中でまず福祉と色々なお話をいただいて、福祉が市町と色々なやり取りをしていただくべきなんだろうというふうに思いますけれども、その辺りの考え方についてお伺いしたいと思います。

○教育長（福永和伸） 実は、医療的ケア児とか、それから在宅医療が必要な子どもたちへの支援については、今でも医療保健部や子ども・福祉部とワーキンググループを設置して、年に数回、こういうレスパイトをはじめとする課題などについて継続して議論をしているところです。

ですので、今おっしゃられたようなことを俎上に上げて、どのように取り組んでいけばよいのか等について、検討していければなどというふうに思います。

[28番 小島智子議員登壇]

○28番（小島智子） 子ども・福祉部長にもぜひよろしく申し上げますと申し上げておきたいと思えます。

2014年だから10年前ですが、もうお辞めになっていらっしゃるって御自分で開業していらっしゃるんですけども、当時、三重大学病院にいらっしゃる岩本彰太郎ドクターが小児トータルケアセンターというのを立ち上げられました。厚生労働省から三重県が受けた事業を三重大学に委託するという形で、全県ネットワークをつくるということをお願いをしてきました。今、全県にネットワーク、e-ケアネットそういん、e-ケアネットよっかいち、にじいろネット、みえる輪ネット、全て全県網羅してこの医療的ケア児を取り巻く環境をつくっていただいています。

小児トータルケアセンターは、その後、小児・AYAがんトータルケアセンターというふうに名称変わって中身も増えてはいますが、いろんな方が集まって三重大学において研修会が行われるようになりました。本当に医療的ケア児を取り巻く環境というのはだんだん充実をしてきているなというふうに思えます。これからは誰一人取り残すことがない、そのことを目標とするならば、一生懸命やっていただきたい。そして、通学支援、ぜひ大幅な拡大をと望みまして、関連質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。  
これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○副議長（小林正人） お諮りいたします。明29日から12月1日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、明29日から12月1日までは休会とすることに決定いたしました。

12月2日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

**散 会**

○副議長（小林正人） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時30分散会